

平成21年第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成21年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成21年2月5日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成21年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合 大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	松本 匠	2 番	永尾 邦忠	3 番	古川 利光
4 番	野副 秀幸	5 番	石場 照喜	6 番	牟田 央
7 番	木村 和俊	8 番	柴田 安宣	9 番	町田 誠
10 番	酒井 八洲仁	11 番	岩永 和昭	12 番	馬渡 光春

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者	吉次 邦夫	副管理者	横田 修一郎	副管理者	奥村 慎太郎
副管理者	松島 世佳	代表監査委員	本村 三郎		
事務局長	金原 憲昭	総務課長	今里 良二	施設課長	坂本 昌晴
施設課長補佐	田中 金大	施設課長補佐	村山 岩穂	参事兼運行係長	大石 講二
管理係長	土井 勝好	施設維持係長	杉本 克也	総務課職員	内村 健介
施設課職員	岩本 久志	施設課職員	本田 貴也	施設課職員	松田 祐哉

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作 書 記 山田 圭二 書 記 瀨崎 和也

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	一般質問
日程第4	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例)

- 議案第 2号 専決処分承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)
- 議案第 3号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の増加及び規約の変更について
- 議案第 4号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 5号 平成21年度県央県南広域環境組合一般会計予算
- 日程第5 決議案第1号 県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に
関する決議

5 議事の経過

(午前10時00分 開会)

○議長（中村敏治君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成21年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は、13名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

この際、議長より傍聴人の方をお願い申し上げます。傍聴席入口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。議会の進行を妨げるような行為は、退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、ご紹介をいたします。前島原吉岡市長さん、副管理者であられましたその後任として、新しくご当選をされました新市長の横田副管理者に出席いただいておりますので、ご紹介をいたします。一言ごあいさつをお願いします。

○副管理者（横田修一郎君）

おはようございます。ただいまご紹介をいただきました島原市長の横田でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（中村敏治君）

どうもありがとうございました。ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。本日、県央県南広域環境組合平成21年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各

位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。まず、新たに副管理者となられました方をご紹介します。

島原市の横田修一郎市長さんでございます。今後ともよろしく申し上げます。

さて、クリーンセンターは平成17年4月から本格稼動を開始し、まもなく4年が経過しようとしています。供用開始以降、25万7千構成市民の生活に支障をきたさぬよう取り組んで参りました。現在、処理量に関しましては、計画的に2炉運転を行い順調に推移をいたしているところでございます。昨年9月には、平成19年度までの3年間の用役費等に係る精算につきまして損害賠償請求訴訟の提訴を行い、JFE環境ソリューションズ株式会社及びJFEエンジニアリング株式会社と係争中ではございますが、今後とも、経済的かつ安定的な処理を念頭に置き、取り組んで参る所存でございますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提出いたしました議案でございますが、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）」ほかでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村敏治君）

ありがとうございました。それでは、議事日程は、お手元に配布しております議事日程表により執り行いたいと思いますので、ご了承願います。日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。会議規則第87条により、会議録署名議員は1番 松本議員、2番 永尾議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

皆様、おはようございます。それでは、まず事業の状況等につきましてご

説明いたしたいと思います。お手元のA4版1枚紙「事業報告関連資料」をご覧いただきたいと思います。20年度のごみ処理状況でございますが、1のとおり平成20年12月末現在ごみ受入量が61,757トン、処理量は62,465トンとなっております。年末年始は多量のごみの持ち込みがございましたが、処理においては順調に推移をいたしております。現在のピット高は、8m前後、処理量も2炉運転で1日230トン前後と安定した処理ができておりました。今後ともJFEと一体となって安全運転を心がけ、併せてJFEに対しましては、一層の経費の節減、効率的な運転の要請を強く望んで行く所存でございます。

なお、今日現在のピットの状況は1,905トンのごみ量の残で、ピットの高さは平均して7.5mと適当な状況となっております。

次に、2の余熱利用施設「のんこの温水センター」についてでございますが、昨年より諫早市を中心とした「老人会」などへ出向いてのPRや、経営に活かすため近隣の類似施設の状況調査などを行い利用促進に努めて参りましたが、平成20年12月末現在延べ81,451名の利用者、12月末現在での1日当たり平均362名の利用という状況で、利用人員は前年度と同程度というところでございます。しかしながら、この2年間の赤字脱却のため、抜本的な経費抑制などを含めての事業計画の見直しを行い、今年度収支は現在のままの推移でいきますとトントンではなかろうかという状況となっております。

また、昨年12月には、組合元職員による公文書の偽造による、公金の不正支出及びごみ処理手数料の横領という重大な不祥事が判明し、当該職員に懲戒免職処分が行われております。皆様には大変ご迷惑をお掛けしまして誠に申しわけございませんでした。今回の事件は25万7千構成市民に対する裏切り行為であり、住民の信頼を大きく揺るがすもので非常に口惜しい思いをいたしております。事務局といたしましても、二度とこのようなことが起きないようにチェック体制の強化など、再発防止のための事務改善を行いました。また、今一度公務員としての立場を認識し、適正的確な業務執行にあたりるとともに、市民の信頼回復に努めて参ります。以上で、簡単ではございますが、事業の状況等の報告とさせていただきます。

○議長（中村敏治君）

次に、日程第3「一般質問」に入ります。この際、議長から特にお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁願います。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑など全て自席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっておりますので、まず、
11番 岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

皆さん、おはようございます。先ほどご紹介もありましたけども、本議会から島原市長、横田修一郎市長が副管理者として出席をされておりますけども、どうぞ島原市の発展のために今後更なるご努力ご尽力を賜りますように、お願いいたします。また当組合の副管理者として、ご尽力もあわせてお願いを申し上げるところでございます。よろしく申し上げます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。私は、南島原市選出の岩永和昭でございますので、よろしくおん願いをいたします。

この組合の分担金について質問通告をしております。南島原市の分担金の軽減も含めて、その後どのようにこの副管理者の中で会議の中で決定をされているのか、私達南島原市においては、合併前の2月旧布津、深江町の町長名でこの経費削減についてですね、要望書を提出をしながら約3年をもう経過しているわけです。3年間南島原市8町の中で、この2町分だけを本組合の方に、ごみ焼却をお願いをしているわけですので、そういう諸々のことも加味しながら経費削減のお願い要望をしておりますが、毎回こういう議会等で、この負担金の問題も出されておりますけども全然進展をされていないというふうに考えております。そして、また昨年8月議会によつては、4月28日に4市副管理者の合意の基に南島原市において約5,000万円の軽減措置を講ずるといふような結論の中から、8月議会において約5,000万円、財政調整基金の方から拠出をした経緯があります、その後6カ月を経過しておりますけども、どういふふうな会議、そして、また今後この問題を解決して行こうとされているのか、管理者にお尋ねをいたします。以上、よろしくおん願いをいたします。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

今の組合の分担金の問題でございますが、特に南島原市の分担金の軽減を含めてのお尋ねでございますが、負担金に関しましては、組合といたしましても運営の根幹でもございまして、一刻も早い決着を目指して平成18年度から担当課長会議、19年度からは副市長会議によりまして協議を行なっているところでございますが、現在まで4市が了解できる成案には至っていない

い状況でございます。組合といたしましても成すべきこと、できることについては、精一杯取り込んでいるところでございまして、この点は是非ともご理解をお願いしたいというふうに思っております。また協議開始後3年を経過したことに危機意識を持っておりまして、今後更に構成市に対しまして働きかけ、また組合としてもできる対策を講じて参りたいというふうに考えているところでございます。基本的には、先般の副管理者会議では、21年度中にですね、ぴしっと全体的に精査をし、この負担金については、きちっとしたものを決めていこうというようなことで話がなりました。このような中でございますけれども南島原市の状況につきましても、4市とも、共通理解を得ておりまして、昨年臨時特例的な対策として、軽減の為の補正予算をご承認いただいたところでございますが、先ほど、私が申し上げましたような普遍的なこの負担方法になりますと、各市の考え方、事情、またこれまでの経過などもございまして調整が難航している状況でございます。先ほども申し上げましたように、21年度中にこれを引き続きですね、検討、協議をして、参りたいというふうに考えているところでございます。負担金の分担の方法を含む組合規約は、構成する全市の、この4市の了解並びに4市全市の市議会の承認が前提でございますので、どうか議員の皆様におかれましてもそれぞれの立場でお力添えを賜りたいというふうに思っているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

ご答弁いただきました。毎回確かに、同じようなご答弁を聞くような、聞いております。昨年は20年度中にどうにか解決したいと、4市の副管理者の合意の基に解決していきたい、更に今回は21年度中に解決をしていきたいということです。また来年になりますと22年度中に解決をしていきたいと、23年度中にと、そういうふうにはですね、ならないようにしていただきたい。また、するのが当然だろうというふうに考えておりますけれども、なかなか4市合意の基でなければこの分担金に関しては結論が出ないということでもありますから、やっぱり規約も含めた分担金のルール、こういうものもですね、今後やっぱり作っていかねばいけないんじゃないかなというふうに思っております。管理者は、やっぱり地域住民のですね、約26万人のごみの施設なんだからお互い4市、譲るところは、譲り合いながら解決をしていきたいということでもありますけれども、先ほどご紹介しましたが、副管理者島

原市長の方が今回変わっていらっしゃると思いますので、新しい風が吹いて4市、管理者、副管理者の合意が得られるんじゃないかなという期待、希望もしておりますが管理者、見込みはいかがでしょうか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

先ほども申し上げましたように、担当課長会議を従来やっていたわけですが、19年度からは、副市長がですね、それぞれの話をしようということで、何回もですね、話し合いをいたしております。そういったことで、基本的なこの分担金の負担の方法についてですね、ルールをですね、やっぱりきちっと取り決めをするべきじゃなかろうか、そうしないと各市の議会にも承認も得られないということがございますので、基本的には、そういったことで、方向で進めていきたいというふうに思ってるわけございまして、昨年の4月28日には、暫定的にですね、そういった方法をとりました。今後そういったことも暫定的なものですね、それはそれとして、考慮しなきゃいかんと思いますけれども、基本的問題をですね、今後とも精力的にですね、取り組んで参りたい、そういうふうに考えているところでございますので、どうぞご了解の程よろしくお願い申し上げます。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

はい、ありがとうございます。今後とも精力的に解決していきたいというのですが、管理者は、任期はどうなりますか、管理者の任期はいつまでですかね。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私は、私の任期は4月9日まででございます。今年ですね、ただ、こういった問題はですね、あとどういう方がですね、管理者になれるか、それはもう取り決め、お互い話し合い協議しながら、進めていくわけございま

すが、この問題は、基本的にずっと引き継いでいくわけでございますので、私が変わったから、くらくらとひっくり返ってしまうということはないと思っておりますので、その辺はですね、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと存じます。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

管理者が変わったと言いながらも、これは、引き継いでいくということは、当然なんです、やっぱり現管理者がこの問題を今日まで解決できなかったということも十分、肝に銘じていただきながら、自分の4月9日までの中でですね、管理者の責任としてJFEとの裁判もやっておるわけですが、これも併せて解決するという心づもりで、やってもらわんと本当に、なんと言いますか、残念でたまらんわけですね、いまだにこの問題が解決できないということは、確認ですが20年の4月28日に南島原市においては、約5,000万円、金額は今後の問題でしょうけど、4市の合意の基に軽減をするということは、現在も続いて継続中であるということの確認はとれてるわけですね。

○ 事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

南島原市につきましては、旧2町のみがクリーンセンターで処理しているにもかかわらず、三つの勘定、建設費勘定、運営費勘定、運転費勘定、それぞれで1つの市としての平等割の取扱いになっておりまして、この取扱いにつきまして、先ほど申されたように旧深江町長さん、布津町長さんから見直しと申しますか、軽減の要請がっております。このことを受けましてこれまで協議を行っておりますが、先ほど管理者の答弁にもございましたように、やはりまだ4市全体の了解と申しますか、合意には至っていないという状況でございます、昨年管理者、副管理者集まっていたところでございます。今後このことにつきまして鋭意、協議を続けさせていただきますけれども、当然、負担方法の決定、先ほどの話、普遍的な方法の決定については、今しばらく時間がかかりそうな状況でございます、当然、今後、例えば昨年決定しました19年度の暫

定的な取扱いでございますけど、20年度、21年度ですね、についても前に上がってくるというふうに思いまして、このことにつきましては、基本的な方法、20年度、21年度につきましては、方向としまして承認をいただくところでございます、具体的には、どのように取扱いするか、また、いつからするか、につきましては、今後ご協議をお願いしたいというふうに考えておりますので、ご了解を賜りたいというふうに考えております。以上です。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

暫定的に19年度は、南島原市においては、軽減を4市の合意の基にしたとそのことを20年度、21年度も4市合意の基に南島原市においては、軽減をするということの確認はとれてるんですかと質問しているんですけども、先ほどの答弁、理解できなかつたんですが、もう一度同じことの繰り返しなんですけども、副管理者会議の中で南島原市においては、軽減をせざる得ないという確認が取れているのか、その方法論としてはですね、どういうふうにするかというのは、今後の協議のことでしょうから、そこだけはちょっと現在のところでの確認をお願いします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

20年度、21年度につきましても、軽減するということにつきましては、全市の市長さん又は副管理者会議の中において了解をいただいているところでございます。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

そういうことであるならば、問題は南島原においては、ごみの量的には、約3%くらい、それで負担金は8%くらいですね、そういう大きな分担金も出してるわけです。だからその辺を計算していくと、じゃどれくらい軽減をせざるを得ないのかと、それを4市、副管理者さん達が妥協をどこまです

るのかという言葉を使えばそういうことなんですけども、その辺の流れですね、今後、管理者も21年度中には、必ず決定をするということでございましたので、頑張っていたきたいと思います。事務局にお尋ねしたいんですが、こういう焼却施設、全国、また県内においてですね、合併後、この分担金問題とかで、同じようなケースがあればですよ、そういう部分も参考にされながら、そういう交渉の材料にですね、してもらえればと思いますけど、そういう点は調査されておられますか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

これまでも、分担方法については、何十案と提案しておりますけども、具体的に県央県南広域環境組合が抱えるような問題と申しますか、例えば合併をされて、その内の一部のみがここに持って来て、他の所に施設があるとかですね、色々と調査いたしましたけど、きちっと当てはまるような事例というのは、探し出し得ておりません。したがって、あくまでも、先ほど申しますように方法を、例がない方法の中におきまして、やはりきちんと4市の中で協議をさせていただきながら、このケースのきちんとした方法、やり方については、協議をしていくしかないというふうに考えております。以上です。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

そういうところが、例があれば交渉の材料にということで発言をさせていただきましたけども、今後、そういう分担金において協議されると思います。19年度においては、財政調整基金の方から拠出いたしました。今後、こういう中で20年度においてもですね、また、8月の補正で財政調整基金の方から出されるのか、どういう考えであるのかですよ、または毎年それから拠出していきますと運営費にも歳入の方にもですね、基金の方からの繰入もあつとりますから、暫定的なものがあと何年、組合として継続できるのか、基金がどれだけあるのかという問題もあるわけなんですけども、まず、もしも軽減が実現されるとなるならば、そういう部分は4市がお互いが妥協し合わないのであれば、財政調整基金の方から拠出するということもあり得るわけで

すかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

おっしゃるようきちんとした制度が整いますと、それぞれの負担ということになるかと思えますけども、それが整わない状況におきましては、やはり財政調整基金あたりを充てながら、対応せざるを得ないのではないかと
いうふうに思っております。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

8月の議会の時に古川議員の方から歳出を減らしていけば、そういう部分
が、拠出金、基金を崩さなくてもいいじゃないかということで歳出において
も、当組合としては、負担を少なくしていく努力もしていくということで答
弁をいただいておりますけども、そういう部分、経費節減においては、どう
いうふうにお考えなのか併せてお尋ねいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

経費削減については、当然、各市の取り組みも非常に財政的に今厳しい中
におきまして、各市の予算編成方針等を参考にいただきながら、その取り組
みが、非常に厳しいものを感じておりまして、私どもといたしましてもその
取り組みに遅れないような予算編成をしているつもりでございます。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

ご尽力を賜りたいと思いますが、この組合は4市の分担金の中で主に運転
をされているわけですね、今後の推移として来年、再来年以降、各市からの

負担金これが増える、増えていく可能性があるならば、早急にこういう負担金についての問題も解決をしておかなければいけないということなんですね、24億円、各市からの分担があります、これが26億円、28億円というふうに増えていきますとおのずと、また負担金については責任逃れじゃないですが、どういうふうになっていくのか心配するわけです。ですから早急にお互い、これも牟田議員の言葉を借りますと妥協をしていくということも一つの政治家であるということをおっしゃっていました。どこまで妥協できるかということですので、4市、管理者今後でもですね、とにかく26万人利用している市民のためにスムーズな、ごみ焼却の運営ができますようにですね、妥協していただきたいというふうに思います。20年度、21年度南島原市における負担金の軽減が確認をされているとのことでありましたので、それと併せてスムーズな負担金の割合というのができますように、管理者4月9日までの任期でございますでしょうが、どうぞそれまでに解決をしていくというような意気込みで頑張ってくださいたい。時間残っておりますけれども私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村敏治君）

それでは次に、7番 木村議員。

○7番（木村和俊君）

日本共産党の木村です。通告に基づいてお尋ねをいたします。まず最初に平成17年度に長崎市にごみの処理を委託をいたしました委託料約6,000万円だったと思っておりますけれども、これは稼働した当初、なかなか施設が思うように処理できないということで処理できなかった分を長崎市に委託をした、そういう内容でした。これまでの管理者の説明では、この費用は全てJFEが負担するという説明がされてきました。しかし、今度の裁判でJFEから出された答弁書を見ると、これに要した処理費用、これはJFEが立て替えているんだと、まだ組合から払ってもらってないという内容になっているんです。我々が、管理者から説明を受けてきた内容とは全く異なった内容になっています。どうして、こういうことになっているのか。まず経過、その他についてお聞かせください。二つ目、今回の約20億円の損害賠償請求の中で、追加の施設、予備炉の建設であるとか、液体酸素の設備、シリカの除去施設の設備にかかる費用、こういったことも含めて請求がされております。それでお尋ねしたいのは、私はこういった追加の工事費は、当然、当初性能発注した時の300トンの性能が発揮されてない、これに起因するものだから、当然メーカーが負担すべき性格のものだというふうに繰り返しこの議会でも主張をして参りました。しかし、管理者はその度にそうではない、あくまでメーカーとの契約は、221トンの処理をお願いしているんだと。

ところが実際に集まっているごみがこれをオーバーしている。これに起因してこういった追加施設、その他が必要になったんだと。だから組合が出すべきお金なのだという説明の繰り返しだったんです。私、ここんところね、きちんと今度の裁判を進めるうえでもね、はっきりしていただきたいんです。今度の訴状の基本は、基本的にこの施設は300トンの処理をしてくれと、そういう性能発注なんだと。しかし、その能力が発揮されていないことによってたくさんの天然ガスを必要としたり、こうした追加の施設を必要としたり、こういったことで組合が大きな迷惑を受けたと、損害を受けたと、その総額が約20億円だと。今度の管理者がメーカーに損害賠償を請求する根拠になっているんです。とするならば、これまで221トン以上のごみが集まったのがトラブルの原因だというこれまでの管理者の立場と全く私はね、相反するものだと思うんです。そこんところをきちんとしないと、この裁判を続けていく根拠が崩れるんです。きちんとした管理者のお考えをお聞かせください。それから三番目、関係市の分担金、先ほどお尋ねありましたけどね、いまだにこの分担金について構成市の合意ができてないという状況なんです。それで、ついに昨年は、臨時的な処置だということで約5,000万円でしたかね、5,086万円でしたかね、南島原市の負担金を減額するということになったんですね。この構成市の分担金については組合の規約でね、きちんとこういう方法で分担金は計算しますよと、2割の平等割ですかね、8割のね、人口割、その他で。これを変える時には、きちんと組合の議決を経て、そして、先ほど話もありましたように構成市の議会の承認、議決を経たうえで分担金というのはそれぞれ決まるんだというのが、この分担金の組合の規約の基本なんです。ところが昨年度はそういった手続き何もとらずにいきなり南島原市を5,086万円ですかね、減額すると。私は減額する云々はね、それは事情が事情ですから必要かもしれません。しかし、手続き上ね、全然議会に諮らずにこういったことがされるといのは、私は大きな問題だと、あの時も申し上げましたけども、重ねて私はそのことを指摘をしたいと思うんです。今年度中にきちんと21年度中にきちんとすると言われましたけどね。もう既に4市では、南島原市を減額するという合意ができていてという話ですけどね。昨年と同じようなやり方でね、やられるとますます、そういった昨年、今、言ったような点でね、問題を残したままの変更になりますので、そういったことはもう絶対しないと、そういうことでやっていただきたいと思うんですけど、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず長崎市に委託したごみの処理の費用の問題でございますけれども、裁判所に提出いたしました第一準備書面に記載のとおり J F E の負担の約束となっております。次に四つのこの工事の経費につきましては、施設が当初計画した性能が未達成だった為に工事を余儀なくされたものと、そのように判断をいたしまして請求することにいたしましたわけでございます。それから、あとにつきましては、事務局長の方から答弁いたしますが、この先ほど来からの負担金の問題ですね。基本的にきちっと話し合いをいたしまして、平等割あるいはごみ量割とか、人口割とか、ごみ量割ですかね。そういった計算をしながらやっていくのが基本でございますけれども、そういったことにつきましてですね、ずっとそれぞれの4市の副市長が集まりまして、ずっと何回も検討して参っているわけでこれを変更する場合にはもちろんそれぞれの議会の承認もいるわけでございますので、まずもって今の状況でございますので解決いたしておりませんので、今の状況でお願いをしているわけでございます。全体的にみましてですね。どうしても南島原市が非常に負担が多くなっているということから緊急避難的とでも申しますかね、昨年の4月28日にそういったことを決着して議会の皆様からもご理解をいただきながらやってきたわけございまして、まずもって今の段階ではそういったことに成らざるを得ないというなことを先ほど、事務局長も申したようなことございまして、どうかよろしくご理解の程お願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは最初の質問でございますが、平成17年度に長崎市に委託したごみ処理費用についてでございます。平成17年6月27日から同年8月12日にかけて長崎市東工場に2,538トンのごみ処理を委託をいたしております。なお、委託費用の約6,000万円、5,963万6,510円になりますけれども、これは J F E が負担をいたしております。長崎市へ委託した経緯につきましては、組合宛に17年の6月6日付けで J F E の方から施設の定期点検のお願いという文書が提出されておまして、その中で「ごみ処理量が大きく減少することになります。弊社、J F E でございますの責任で処理いたしたいと考えております。つきましては、組合様には点検作

業による影響分のごみ処理受入先の選定とその受入先への処理委託のご依頼をご検討いただきますようお願い申し上げます」との内容になっております。よって組合といたしましては、長崎市への委託費用につきましては当然 J F E が負担すべきものというふうに考えております。次に超過経費、R O 膜等の負担についてでございます。このご質問でございますが 1 月 2 7 日に行なわれました第 2 回目の口頭弁論において提出した原告の私ども第 1 準備書面におきましては、「平成 1 7 年度には排水処理設備工事を 3, 9 7 9 万 5, 0 0 0 円で、平成 1 8 年度には液体酸素貯留設備工事を 3, 8 3 2 万 5, 0 0 0 円で、また予備炉下部工事を 6, 9 3 0 万円で、シリカ除去装置工事を 8, 7 1 5 万円でそれぞれ補強工事をしたが、原告が発注者となりその費用を負担した、その合計金額は 2 億 3, 4 5 7 万円となる。被告らの当初計画した性能が未達成であったために上記補強工事を余儀なくされたのであるから同工事に要した費用は被告らが負担すべきだ」といたしております。これまで補強工事につきましては、先ほどお話ございましたように組合が負担すべきものと説明をいたしてきたところでございますが、当時はごみピットからごみが溢れそうな中で、毎日のごみをいかに処理するかが最大の課題であり、構成市 2 6 万人の生活に及ぼす影響が高いため、早急な対応が必要で費用負担の交渉を行う余裕もなく J F E の主張を冷静な判断ができない状況で、受け入れて補強工事を行ったところでございます。しかしながら一昨年、平成 1 9 年改善改良工事後のごみ処理状況をみる限りにおきまして、当初から本来の今の処理能力が発揮されておれば、補強工事は必要なかったのではないかと考え、今回これに要する経費につきましても J F E に対して請求の内訳といたしたところでございます。以上でございます。

○ 7 番（木村和俊君）

議長。

○ 議長（中村敏治君）

木村議員。

○ 7 番（木村和俊君）

長崎市に委託をした処理費用約 6, 0 0 0 万円、これまでは、あなたが言われるようにね、これは J F E が負担するんだと。すでに J F E から納めてもらっているという説明だったんですね。しかし、そうであるならば何でこういったね、向こうの答弁書にこのお金は J F E が出すべきお金じゃなかったんだと、立て替えてるだけなんだと、これは早く返してくださいと。どうして、こういうことになるんですか。全然その辺理解できんのですよ。きちんともうお金は組合に入っているわけでしょう。これまでのメーカーとの話し合いその他でね、メーカーからそう言われるような何かあるのかどうか。

その辺をね、もう少しちょっと説明してください。全然こういったことを言われるのは本当に心外だと、寝耳に水だということなのかどうなのか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私ども、今、木村議員がおっしゃいますように寝耳に水、どういった経過でそのような答弁書の中にそのような文言が入ってきているのか分からない状況でございまして、おそらく裁判でございまして、そういったものも含めて向こうが言ってきたのじゃないかというふうに思っております。理由とか、今後、裁判の中で明らかになっていくものというふうに考えております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

向こうがどういういきさつ理由でね、こういった請求をしてくるのか、見守っていきたいと思います。追加工事、その他のことと関連してね、当時はピットの中のごみが溢れるというような状態の中で冷静な判断ができなかったとメーカーの言うがままにごみの221トンオーバーしたのが原因だということで追加費用、その他全部組合が出してきたんだというふうに言われましたね、あなた方はね、これが稼動始めた当初から長崎市に委託することを初めずっと色んなトラブル続いてきたんです。色んな修理をしてきました。最初のそのピットから溢れそうになったその時だけじゃないんですよ、ずっとです。その都度あなた方の一番の理由は221トン以上のごみが集まったと、これが原因なんだと、この一点張りだったんです。だから、私は言っているんですよ。そういった立場を今もお持ちであるならば、この裁判は続けて行くことができませんよと。訴状ではね、あなた方の訴状では221トン云々じゃないんですよ、なんて言っているかと、一連のトラブルや追加施設、当初の予定を大幅に超える天然ガスなど用役費について、当初の公称能力が発揮されていたならば、これらの問題は起きなかったというのがこの訴状の基本なんです。だから、そこんところ変わってるんですよ、だから、はっきりとね、221トンということで約束をした。しかし、それ以上のごみが集まったのが一連のトラブルの原因なんだというこれまでの説明はね、やはり間違いだったと、基本的にはやはり300トンの能力が発揮できな

った。ここが一番の問題だったんだということをね、改めてきちんとね、市民の皆さんに説明する必要があると思うんです。そのことがないとこの裁判続けて行くことできませんよ。管理者どう思われますか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

そういうことでございます。はい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、木村議員おっしゃいますように、これまでの能力等につきましての話の中で、ここの施設の能力は年間80,665トン、一日当たりに換算しますと221トンの処理を行う施設です、平均です。そのためには一日当たり300トンの処理をする能力がなければならないということで、221トンとか、年の80,665トン処理する施設、また一日当たり300トン、いずれもお答えした経緯はございますけども、やはり今現在、今回の私どもの準備書面にも書いておりますけど、一日当たりの処理能力についてはやはり必要な時は300トン処理し、ごみの滞留、停留等のないようなことで、いつでもできる施設であるべきというふうに考えております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

今、管理者が素直にね、説明されたように私は本当そうだと思うんです。やはり基本は何で追加施設が何億もかけて追加施設をしなければならないようになったのか、天然ガスも当初の予定の10倍、20倍を超す天然ガスを投入せんといかんようになったのか。そういった諸々の一番の原因は、221トン平均でもいいですよ。221トン以上のごみが集まったというここに原因があるんだということで説明をしてこられた。しかし、これはやはり間違いだったと、やはり一番大きな問題はその根本的な問題は、300トンの処理をできる施設を造ってくださいということで性能発注していたにも係わ

らずその能力は発揮されていない。ここが一連の問題の原因だったということで今、管理者が認められましたけどね、私はそうだと思うんです。その立場に立たない限りこの裁判を続けていくことはできないんです。だから、それは改めて管理者が確認されましたので改めて申しませんが、それですね、これに関連してちょっとお尋ねしますけどね、今度の請求はあくまでこれまで3年間の損害賠償のね、請求です。20年度からになりますかね、これ以降の分についてはね、今度の裁判の結果どうなるのか分かりませんがね、いずれにしろ新たな協議なり、裁判になるのかどうか分かりませんが、その辺がよく我々分からないのです。どういうことになるのか、その辺についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今後の裁判の進み方については、非常に私どもとしましても、どのくらいの期間が掛かるのか、非常にみづらい状況でございます。そういった中で17年度から19年度に関わります経費の損害賠償請求を行っておりますけども、20年度以降の運転管理に関わる経費につきましては、仮に今、訴訟しております内容が決着した場合、それを基本にして20年度以降の契約精算と申しますか、出てこようかと思っております。ただ、あくまでも早い時期に決着を前提とした考え方でございまして、それがなかなか決着がつかないとなれば、やはり今現在、仮に根拠的なものがないわけでございますので、今の契約を継続した内容でお願いせざるを得ないというふうに思っております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

とりあえずね、今の裁判の決着がつかないとね、あとのことの協議に入るということにはならないと思うのですが、それを待っておきたいと思っております。それと三番目の構成市の分担金のことについてね、先ほどお尋ねもあつたんですけどね、私は予算のところではちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけどね、この組合のですよ、年間のこの費用約24億円ですね、この費用の一番大きな収入は、その構成市の負担金ですね、ところがね、予算のところでお尋ねしたいと思っておりますけど、この間ね、ごみの手数料収入、これも年

毎に減ってくる、基金も減ってくる、しかし、まだ償還金の147億円掛けて造ったこの施設の起債の償還金、これのピークもまだきてないと。これからずっと増えていくんですよね。そうした中でね、そういったものの跳ね返りがね。当然それぞれ構成市の分担金ということに來ざるを得ないという関係になってくると思うんです。ですから構成市の分担金をきちんと話し合いをしてね、合意のいく分担金にするという必要もありますけど、しかし、基本的にこの全体のここの運営費24億円、その他含めたそういったものが年々増えていく。それが構成市の負担金の中にどうしてもこれに覆い被さってくるという関係になってくると思うんです。その辺についてのちょっと説明を見通しも含めて、もし見通しを立てておられるんだったら、ちょっと説明をしてください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

起債償還につきましては、既に17年度で全て工事は終わっておりますので、クリーンセンターに関わります起債償還計画というのは、毎年15年間続いて参りますので、今後しばらくがピークかなと思っております。当然、起債償還がかなり予算のウェイトを占める中において、やはり当面この起債に伴います各市の負担金につきましては、了解を一定いただいておりますので、その了解の基に負担をお願いしたいというふうに考えております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私が尋ねたのはね、大まかなところで良いですから、当然、ごみの減量を進めんといかんですから、そして、そういう方向にってますからね。手数料収入というのは、当然減ってくるんですよ。しかし、償還金、その他はこれはもうまだね、ずっとピークが続くんです。基金も毎年ずっと今年も3億いくらですかね。ずっと取り崩して、もう残りもね、2億円ぐらいしかないでしょ、一昨年あたりは10億円以上ありましたでしょう。ここ2年間くらいでね、もうあと残りは2億円ぐらいしかないような基金の取り崩し方なんですよ。そうしますとね、そういったここの運営費24億円の歳入をどっから、こうするかということになると、どうしても構成市の分担金について、

そのところをやはり増やさざるを得んという関係になってくるんじゃないかと思っておりますのでね。そのところの見通しをどうみておられるのかと、大まかなところでよろしいですから。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

分担金の今後の見通しということでございますけれども、一度ご説明したことがあったかと思うんですけれども、今、大きくは分担金で75%程度今、いただいているところでございますけれども、その歳出の現時点、20年度につきましても13億が償還金、そして21年度、今回予算で計上させていただきましても、13億7,000万円が償還というようなことになって参ります。この状態は18年度につきましては、4億9,000万円、5億円程度でございました。ですので、この18、19、20というところで急激に上がるような形になっております。先ほど事務局長が申し上げましたとおり13億円ですね、13億7,000万円、そして、13億5,000万円というような償還が27年度まで続くこととなります。ということで私どもの方といたしましては、18年度、19年度に急激に負担金、分担金をお願いすることとなることを避けるためにですね、もってこようと充当をしていこうと考えておまして、20年度それを繰越金の方を先に充てまして、基金、財政調整基金の方をですね、急に上がらないようにということで、充当をさせていただいているところでございます。それで20年度につきましては、4億円を充当をさせていただいて、そして、今回21年度の予算の方では3億4,000万円を充てさせていただきたいというふうに思っております。今後どうなっていくのかということでございますけれども、この13億円と、あと掛かる経費、今現状の経費で概算で申しわけございません。今後、裁判の結果とか色々ありますけれども、非常に不確定なところがたくさんあって非常に申し上げにくいところなんですけれども、もし今の状態が続くと仮定いたしますと30億円程度をお願いすることになっていくということになります。このまま続くということでございます。そういうざくっとした今の状況だけでございますので、今後非常に、こう変動がありますのでですね、私どもも財政計画というのをきちんとしたものをできない状況でございます。ただ、見込み、悪い方の見込みとすればそういう状況とご理解いただければと思います。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ご承知のようにね、普通地方公共団体、町とか市とかね、こういったのはご承知のように例の財政健全化法の施行でそういった財政の色々な指標がどうなっているのかというのをきちんと出ささいということになりましたけど、この関係でこの県央県南広域環境組合、これはその対象になっているんでしょうか、なっていないんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その辺ちょっと確認いたしておりません。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

この施行はね、去年の4月1日からなんですよ、だから私はまずね、訪ねているのは今言われるようにね、今、24億円だけど、ずっとこれはかなりね、増えてくるぞと。それがどうしても構成市の負担金にいかざるを得んですよ。ですからなおさらね、そういったことについて市あたりは、きちんとその法律に基づいたいくつかの指標を出しました。しかし、この組合は、まずその対象になっているのか、どうなのかと聞いているのですから。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

基本的にはですね。なっていないんじゃないかと思います。この組合はですね。各構成市の負担金でなっておりますから、基のその市についてはですね。そういったことできちっとしなければなりません、その経費の中に当然この負担金としては当然はめ込んであるわけでございますので、そういったことで組合自身は、私はないんじゃないかと思います。これはちょっと私

調べてはおりませんが、そんな感じがいたします。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

実はね、私は確かめとるんよ、そしたらね、市の財政部が言うには負担金出してますでしょう。これはね、市の指標の中に全部入っているんです。だからね、だから私は聞いているんですよ、義務がないんですよ、その財政計画を立てる。この組合が法律に基づいたね、財政計画を立てて議会に出す義務がないんですよ。ですからなおさらね、我々は心配なんですよ、おおまかに言って、そういった今の24億円が、あまりせんうちに30億円ぐらいになって、それが構成市の負担金にやっぱり成らざるを得ん関係になってくるんじゃないかというふうに思いますのでね。しかし、そういったことを明らかにするような義務はあなた方にはないという関係になっているから私は聞いているんです。ですからどうですか、この法律の適用の範囲外にはなってますけどね、しかし非常に大事だし、非常に私達も気になっていますから、そういったことについて、見通しというか、財政計画といいますか、それ作ってね、出していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、総務課長が申しましたように今後、大きな変動と申しますか、見込みづらいつら部分等がございます。ましてや裁判の中で、その裁判自体がどう展開されるか、それによって変わって参りますので、非常に現在作っても幅があるというふうに考えますので、これでいくというふうながちとしたものは非常に難しいんじゃないかと思っております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あなた方は、何かの時にはね、もうごみのことだから1日も止めるわけにはいかないということをおっしゃるよ、そうだったら、なおさらのことね。

やはりそれなりの裏付けのあるね、きちんとした計画を立てるということがいるんじゃないんですか。しかも今、課長も説明しましたようにね、あと何年もしないうちにもう基金もなくなる。10億円あったのがもう来年度は2億いくらかないでしょう、ずっと取り崩してきてるんですよ、ごみの手数料だって増える見込みはないと、しかし、経費は嵩むと、それは構成市の負担金に頼らざるを得ないでしょう。そういったことをね。その時になってからどうのこうのじゃなくて、やはりね、こういった性格の施設ですからなおさらのこと、それなりのきちんとした計画を立てると、やるべきでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今の状況、現状の掛かっている経費、裁判によります賠償金等がどうなるかを除外しますと、それはできますけども、やはり構成市におかれましては、今現在掛かっている経費を前提での計画であればできますけども、先ほどのお話は、裁判の内容も踏まえて、ぴしゃっと精査されたものを出すべきだというふうなことで、私、理解したものですから、非常に難しいというふうにお答えをしたところでございますけども、現状における金額と経費ですね、などを前提としたものは作ろうと思えば作れるという状況にあると思っています。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

正直言いましてね、この裁判はね、私はかなり時間がかかると思うんですよ。それはメーカーにとってもね、今回の裁判の結果というのはここだけの問題じゃないと思うんですよ。各地に納入しているね、施設に関わる問題ですから。それはもう、向こうも必死だと思いますよ、何年もかかるだろうと思うんです。その結果を待たんとその財政計画の見通しが立てられないということなんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ですから、その辺を組み入れた計画というのは非常に難しいけれども、現在要している経費、例えば用役につきましても、今掛かっているだけ組合の方で負担しているところがございますけれども、現状を基にした計画であれば、それはできますということをおし上げております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

その辺、どういう前提になるか分かりませんが、いずれにしてもこういう状況だから計画を立ててください、よろしくお願いします。最後ですけどね、管理者にお尋ねしますがメーカーの方からはね、今度の裁判に関係して管理者に裁判に出てもらって証言をしていただきたいと、証人として請求をしたいというような話も一部マスコミでは報道された経過があるようです。その辺、もし、そういうことになった場合はいかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

そういった話は私にはあっておりません。そういった場合には、よく弁護士さんと相談しながら対応したいというふうに考えています。以上です。

○7番（木村和俊君）

以上で終わります。

○議長（中村敏治君）

どうもご苦労様でした。

○3番（古川利光君）

議長、議事進行で。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

答弁書の中でですね、長崎市へ委託したごみ処理委託料の約6,000万円。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

議事進行です。

○3番（古川利光君）

約6,000万円がですね、それは立て替えとったということで、今、立て替えしてるんだという話がありましたよね。そしたら私どもが聞いたのは、それはもうJFEが負担しますよというので言われましたもんね。それはもう公になっているんですが、今、その裁判の時にそれがもう一つ、向こうの方の請求金額に組み入れられとったということは、17から18の間のその費用の中に6,000万円は入れてるんだという、そういうような言い方で言ったんですかね。これ完全に立て替えて、長崎市に委託分は立て替えてしますよということが正式に発表されたわけですね。だからそれはどういう根拠でJFEが払うということをどこで確認されて言われたんですかね。これ非常に重大だと思うので確認しときます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど、ご答弁申し上げましたように、これにつきましては平成17年6月6日にJFEから文書が出されておまして、その中でこの長崎市に処理を委託することにつきましては弊社、JFEでございます。の責任において処理したいという文書をいただいております、そのことからしますと、先ほど申しましたやぶからぼうと申しますか、私達もJFEが求める理屈ですか、よく分からないという状況でございます。

○7番（木村和俊君）

議長、ちょっと議事進行で私も。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

やはり、今、古川議員が言われるようにね。これまで管理者が議会で、これはもうメーカーが出すんですよと言ってきた説明と全く今回メーカーがね、これは立て替え払いだというのはどうもこれは理解できんというのは皆さんそう思っているんですよ。それでね、そこんところで今、局長が言われるようにこれはメーカーが出すんですよというように、なんかその事前にね、組合とメーカーのその文書での約束なりがあれば、それは資料としてね、やはり我々は見たいと思うんです。ですから議長、その辺を出していただくように私はお願いしたいんですけど。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その文書はございまして、その中の一部をご紹介しましたけども、J F E が書いている分ですね。この文書自体につきましては、今後の訴訟の問題に関わってくるということも考えられますので、今、お出しすることについては、ちょっと差し控えてさせていただきたいと思っております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

議長、私はね。情報公開で私は持つとるよ。出しなさいよ、あんた。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

弁護士とも協議をさせていただきます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

この件につきましてはですね。弁護士の方とも相談をしたうえでですね。証拠書類ということでどのタイミングで出すのかというのが、私、理由は分からないですけども、詳しくは聞いていないんですけど。今のところはまだ出さずにおいてくれということで聞いているところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

情報公開で出した範囲のも出せんと言うわけ。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

ここで申し上げていいか、請求が一度ありましたけれども、この分については、裁判の関係でお出しできませんというような回答させていただいていると思っております。

（発言する者あり）

私どもお出ししたつもりはないんですけれども、私、最近の分は確認したんですけれども。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私、事前にね。このことについて。

（発言する者あり）

○8番（牟田央君）

議長、議事進行。

○8番（牟田央君）

今、色んな質問の中でね、その裁判に関わる事項が出てきますがね。今、準備書面でJFE側は、自分達が負担をするという費用だって準備書面でこれは立て替え払いだとかいうような裁判のいわゆる駆け引きで、それぞれやっとするわけですよ、やるわけですよ。それをこの議会でね、相手の準備書面がこうなるとるからこれはどうなのかとかね。そういうので軽々に当局も答えるべきじゃないですよ、今、裁判をやってる事案についてね。準備書面にこう書いてあるけれども、ここではあんたらどう思うんだとか。JFEの言うことばかり言って、今、組合とJFEは訴訟しよる。それでこの議会は訴訟をしなさいという決議をしたから訴訟をやってるわけですよ。だからね、おかしい議論をしないようにしないと。JFEは、この前の全員協議会のようにね、あんたのところの議会は何ですかと。まるでその、表現は悪いけども敵対行為的なことはね、この議会はしたくないです。そこら辺をわきまえながら当局も発言しないと。もうただ、べらべらべらべら喋るばかりというのが能じゃないんですよ。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩をいたします。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。最初に傍聴人の方に申しあげましたけれども、どうも私語など伝わるような感じがいたします。そうなりますと退場を命じますのでよろしくお願いします。

次に、8番 柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

議長の理解をいただきましたので、発言させていただきたいと思います。雲仙市から出ております柴田安宣でございます。私は通告したとおり、半年をかけて大改修をした炉が、昨年3月から希望の2炉運転になったと、経済運転になったということで非常に喜んでいるわけですが、それに伴う電気料金とLNGの使用量とそれの単価はどうなったのか。それから各月毎の年間の予想数字を出して説明していただきたいということで通告をしております。数字は一応、概略で説明させていただきたいと思います。それと一括していきたいと思いますから、覚書とそして変更後の覚書の違い、要するに弁護士に言わせれば、3年で1億円ぐらいしか違わんという話だったんですけども、これがあんた達の予定している覚書、旧覚書ですね、それと変更した覚書との違いというのは、どうしても数字で出していただきたいと思います。よろしく。それと応札条件、性能保証の覚書は、炉にとって特に私にとっては、憲法であろうと思っております。覚書を変更するにあたって、今、毎月現在も月30万円、コンサル契約を結んである総合エンジニアリング社と協議を行ったのか、それについての記録はどうなっておりますかということで伺いたいと思います。そして元課長ということですが、その変更にあたって当時のこの施設の元課長さんが、言うことにはですね、覚書の変更にあたっては、それぞれ数名の人間で研究会を立ち上げて、研究した結果、変更したんだというふうな話をしてあるようなんですけども、そういう経過があったのかどうか、それについての答弁をいただきたい。それと当時の事務局長は非常にまだ健在だということで聞いておりますし、それからその時は、次長もおられたというふうなことなんですけども、そういう諸々の経緯、経過、一番肝心の、その16年の12月22日変更した覚書の当時の関係者が健在であり、答弁ができるのであれば、是非その説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。それと今、私時々聞くんですけども、現在運転してる炉の中に投入してるごみがキロ当たりのカロリーで、2,000キロカロリー、事務局サイドで調査をしている分に関しては、ほとんど2,000キロ

カロリークリアした数字を、僕も確認したことがあるんですけども、どうもそのJFEがまた別の組織で別のやり方でこのごみのカロリーの計算をしてあると。だからそこら辺の喰い違いがあつてですね、なかなかそのごみの質が悪いという言いがかりの原因をJFEが作つてるといふふうに推測をするんですけども、その真意がどうなっているか伺いたいと思います。それと裁判に有利に進めるためには、僕は百条委員会はある面で必要だと思ふんですけども、管理者とすれば自分が過去の経緯、それから足下の不明な点をこうはっきりさせれば、具合が悪いというところもあるでしょうけども、しかし、表立って裁判をする以上は、ある程度明らかにしないと、精査をしないとこの進んで行かんだろうといふふうなことで考えておりますけれども、それについては、またあとで質問をしていきたいんですけども、どういふふうにお考えなのか、以上五点について、まずは質問させていただきます。よろしく。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私の方からは、ごみの減量化対策を答弁いたしたいと思いますが、構成市におかれましては、各市毎にごみの減量化に努力をされているわけでございまして、その結果、平成18年度で前年比マイナス877トン、19年度で前年比マイナス1,882トン、20年度は4月から12月の9カ月間で前年比マイナス1,816トンと非常に減少している状況でございます。減量化は、私は順調に進んでいるといふふうに思っているわけでございまして、今後とも減量化対策につきましては、構成市のご協力を賜りたいといふふうにございところでございます。以上です。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは今いただきましたご質問に順おつてお答えをしたいといふふうに思います。まず最初の電気料、LNGの使用量でございますけども、まず電気の使用につきましては、平成20年度の4月から、昨年の4月から12月までの月平均買電量は約154万2,000キロワットとなつておりまして、20年度中は1,870万キロワット程度見込んでおります。料金につきましては、平成20年度の4月から12月までの月平均が約1,870万円と

なっております、20年度中はそれからいたしますと2億2,500万円程度となるのではないかというふうに見込んでおります。次にLNGでございますが、平成20年度の4月から10月までの月平均使用量は約290トンとなっております、20年度中は3,500トン程度を見込んでおります。料金につきましては、平成20年度の4月から10月までの月平均が2,500万円となっております、20年度中は若干価格の上昇等を見込みまして、3億800万円程度ではないかというふうに思っております。それでLNGのトン当たりの単価でございますけども、4月から10月までの平均でトン当たり約86,000円でございます。次に覚書と変更後の覚書の違いを数字で出して説明していただきたいということでございます。覚書についてでございますが、当初の覚書におきましては、用役費、維持補修費、運転管理費、人件費を含めまして、年間5億8,700万円となっております、用役費も含めたところの金額保証となっております。それに比べまして、変更後の覚書におきましては、運転経費と維持補修費について、3年間の総額が14億6,100万円、年間にいたしますと4億8,700万円となっております、用役費については金額保証でなく数量保証となっております。この用役費の精算につきましては、組合といたしましては、変更後の覚書により組合が行っている年4回のごみ質の検査結果により罰則規定を適用して、精算されるものというふうに考えておりましたが、JFEとの覚書の解釈の相違があり、協議が整わなかったために一番の基本となる応札条件に立ち返って、損害賠償の裁判となったところでございます。現在、裁判の中におきましては、応札提示額と実績額の差額にそれぞれ補強工事を合わせた額、約20億円弱を請求している状況でございます、変更後の覚書に基づく実績額と差額については、今後、裁判の進行に応じて弁護士との協議の下、対応して参りたいと考えております。次に覚書の変更にあたりまして総合エンジニアリングと協議を行ったのかという質問でございますけども、当初の覚書については雛形を総合エンジニアリングが作成しまして、落札後旧川崎製鉄と組合が協議を行い締結したものであります。しかしながら覚書の変更については、総合エンジニアリングは係わっておらず、JFEが原案作成したものを議題にしながら協議を重ね成文化したものでございます。その記録について文書でのやり取りについては残っております。また、変更にあたって当時の課長を含めて研究会というふうなお話でございますけども、そういったことは確認されておりませんのでご了解を賜りたいというふうに思っております。次に基準ごみのごみ質の関係でございますけども、柴田議員ご質問のごみ質について組合とJFEが測る数字について違いがあるというふうに聞いておりますけども、何が原因かにつきましてお答えを申し上げたいと思

ます。組合のごみ質の計測法は、年4回環境省の通達に基づきまして、ごみピットからサンプルしたごみを指定の燃焼式熱量計で実際に燃焼させて総発熱量を求め、この総発熱量と分析で求めた水素と水分濃度を用いて熱量を算出したしております。JFEの方の計測方法は、実際の溶融炉で溶融処理したごみから発生する排ガスをガスクロマトグラフィー分析装置でございすけども、これで24時間連続的に分析して得られる水素、酸素、窒素、水分濃度を基に計算した熱量というふうに聞いております。次に裁判を進めるにあたって百条委員会につきましてでございますけども、百条委員会につきましては、議会で論議いただくべきことございまして、我々がコメントする立場にはございませぬので回答は遠慮させていただきます。以上でございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう一つお伺いしたいんですけども、今、平成17年の4月1日から稼動して、先ほど20年の用役費の数字が出されたんですけども、合計4年間の経費が総額でどれくらい、計算できるでしょう。今までの17年、18年、19年、20年の予測をたした数字がいくらになるか教えていただきたいんですけども。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

20年度、合わせたところの額は、今、資料として持ち合わせておりませんで、推測いただければ大体お分かりいただけるものと思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

提示されている数字がありますから、そこで計算していただきたいんですけども、いいですか。17年度がですね、用役費が決算額で5億3,257万2,000円です。それと18年度が6億3,825万4,000円、1

9年度が6億2,278万7,000円という数字になるんですけども、加えて今、発表された数字とたして数字を出していただきたいんですけども。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

今の合計がですね、4年分でございますが、18億4,761万4,000円でございます。18億4,761万4,000円です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

用役費として膨大な数字が4年間で相当払われる予定なんですけども、僕は、この金額が果たして裁判の中で取れるのかなということで、色んな文書を取り寄せて調べてみたんですけども、僕はびっくりした文書がありました。あなた達に取り交わされております、ここにあります県央県南クリーンセンター運転管理業務委託契約というやつがありますよね。これは情報公開条例の中で出ておって取寄せていただいた物でありますけれども、これが今年を含めて契約を結んであるわけなんですけども、これが当初平成17年4月1日から平成20年3月31日までの契約がここにあって、当時のこの代表者は吉岡副管理者が職務代理者として契約を結ばれてありますけども、たぶん選挙絡みのことがあって、吉岡さんが副管理者としてなられたんだろうと思いますけども、この文書と、それからもう一つ今年の20年の4月1日から平成23年3月31日までのJFEと運転管理業務委託契約書というのが取り交わされております。これには20万円の収入印紙が貼ってあって、前の契約書には4,000円の収入印紙なんですけどもこれはほんなもんですかね。見てみてもらえんですか。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午前11時46分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

すみません。先ほど申し上げました数字が桁を一つ間違えておりましたので訂正いたします。合計で23億2,661万4,000円でございます。

○議長（中村敏治君）

柴田議員よございますか。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もし良かったらですね、僕は構わんとですけども、これにも基づいて質問させてもらおうと思っておりますけども、この契約書は公になっているものありますから決して秘密事項じゃないんでしょうし、裁判にも何ら影響ないと。これはJFEとこの組合が取り交してる、裁判の基になってる業務管理委託契約ですから問題ないだろうと思うものですから聞くわけですけども。17年の4月1日から取り交してある文書には、性能保証の変更に関する覚書に基づいて取り交してあるということでございますと、先ほど僕が聞いたのは、性能保証の覚書の最初の覚書は金額で書いてあったですよ。5億8,700万円という用役費を入れた金額で書いてあった。今の答弁で言われるとおりの変更後の覚書は、量、用量に変わっていると答弁されたんですけども、このあなた達が取り交してる契約は、吉岡さん、それから吉次管理者としてついてある契約に関しては、このままいけば、ガス代、電気代、水道代これ一切管理者で、こっち側の組合が負担するとなっているんですよ。見てみてください。仕様書の中にあるんです。さっきいう4年間で23億円の金は、あなた達がどげん優秀な弁護士を頼んでもこの変更した覚書とそれに基づく契約をし、なおかつ裁判に契約違反じゃないかと訴えても勝てるわけないんです。それだけ重大な文言でありながら、20万円の収入印紙を貼りながら、これを精査しないで契約したんですか。どうなんですか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今、見てお話に出ております運転管理業務委託契約書ですね。この分につきましては基本的に運転に関わります人件費とか、あと薬剤費関係ですね、あとガスエンジンの運転の毎日の点検部分、こういうものを定めたものでございまして、あとこの他にも私ども維持の管理ということで、点検整備補修業務ということで、また別途契約をしております。おっしゃる部分の用役費につきましては、当然この中には入っておりませんので、別途掛かった経費が、最初の約束以上になったものについてはJ F Eが負担をするという覚書でもって定めとったということなんですけども。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

僕もそう願いたいと思ってます。ところが皆さん僕はこれを見て青くなつたんです。この金額はですよ、3年間で20億251万2,800円ですよ。運転管理業務に対する契約の3年間に亘る経費なんですこれが、ですよ。そして月々2,506万9,800円で運転管理業務を委託するというところで、この契約書に基づいてこれに付随する仕様書があるわけですよ。その仕様書とこの業務委託契約は一体となって運営されているわけですよ。その仕様書の中で出てくるのは見て分かりますか。僕、これ見て青くなってんです。ガス代電気代は、組合が供給するてなってるんです。後ろの方の仕様書の中で見てみてくれませんか。これがある以上100年裁判したって勝つわけないんです。しかも公印を付いた、しかも20万円という収入印紙を貼った書類なんですよこれ。ですからもし皆さん不思議に思うんだったらコピーして皆さんに差し上げていいですよ、重大なことなんです。だから僕はさっきから聞くのは、この前から運転管理業務に対する変更後の用役費は量になってるでしょう。あれ嘘なんです。4,000キロワット発電をして、消費電力が4,000キロワットですから経済運転をするなら電気代はプラスマイナスゼロですよと、ガス代は1,566.6トンですよと、これは許容範囲内でしょうというふうなことで全部その量目は書いてあるけども、それをJ F Eが払いなさいということは書いてないんです。ここのページを見てみませんか。後ろの方、図書図面に必要な書類、それからフォークリフトとかいうふうなことで書いてあります。電気代ガス代これは支給品として業務に必要な品物の物品の内に次のものは甲、要するに組合が負担するとなっているんですよ。だからこっちが電気代もガス代も、覚書を変更する時はそういう仕掛けを作ってやってきてるということですから、僕にとってはこの覚書とい

うのは、僕はこの炉の憲法であり保証書と違ってたんです。ですからこれを取り交しておってどんな書類があろうと、管理業務委託契約と覚書の変更をしてそれに基づく管理業務をしますという契約を結んでいるなら、用役費の年間に6億円近くの金が一銭も取れるわけないんです。電気代、ガス代、水道代は、供給する支給物品と書いてあるじゃないですか。理解できますか、皆さん。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、単年度の運転管理業務委託契約。

（発言する者あり）

はい。契約につきましては、覚書に基づきまして締結いたしておりまして、その覚書の解釈、今の部分も含めまして解釈がJFEと私どもとの解釈差があって平行しているということで、やはりその問題でずっと申しておりますように、きちんとする為には、やはり最初の応札条件に立ち返って裁判を起こしているところでございますので、あくまでもその内容につきましては、裁判の中できちんと整理されていくものというふうに思っております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

見ていただきたいと思うんです。これを精査して、コピーしていただいて、皆さん方不思議に思ってますから、持っておられれば差し上げる必要ないんですけれども提供したいと思います。いいですか。

○議長（中村敏治君）

どうですか。皆さん必要ですか。

（発言する者あり）

一般質問を保留して午後1時まで休憩いたします。その後、議運をお願いします。委員長お願いします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時5分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を続行をいたしたいと思っております。その前に議運の結

果について報告をいただきたいと思います。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

ただ今、資料の配付につきまして議長の方から議会運営委員会を開催するように要請がありましたので委員会を開催いたしました。その結果、資料を配付していただいて質問を続行していただきたいという結論に達しましたので報告いたします。

○議長（中村敏治君）

どうもありがとうございました。まず、資料の配付をお願いします。その後、柴田議員が見えられてから一般質問を続行いたします。

（発言する者あり）

資料をまず配ってから。

（資料配付）

資料を、皆さん十分議員の皆さん内容を見ておっていただきたいと思えます。しばらく休憩いたします。

（午後1時8分 休憩）

（午後1時14分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

大変すみません。通告どおりじゃなくて申しわけないんですけども、今、質問したとおりこのクリーンセンターの最初の運転管理契約書の中に、2条の中で仕様書、その下の方で、1条の下の方で性能保証に関する覚書。これ変更と書いてありますけど、これはこれで良いわけですけども、この変更後の覚書を基にしてこれは契約を結ばれておるわけですけども、このあとの項ですね、この仕様書の後ろの方5ページぐらいのところでは性能保証に関する覚書ということで入っておりますけども、一番最後7ページの分で支給品ということで電気、ガス、水等のユーティリティーということで書いてあります。その上の方で支給品ということで、業務に必要な物品のうち次の物は

甲、要するに組合が支給するものを書いてあります。これを私が、これは組合が負担すべきものであるならば、簡単じゃないなと思って、これを提案して聞くわけなんですけども、これだけの重きものが仕様書の中で小さく書いて読み飛ばすような感じになっておるもんですから、間違いのない事実かなと私自身も最初、何回も読み返す中でようやく納得したんですけども、これは私が思っているようなことに間違いのないわけですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、この県央県南クリーンセンター運転管理業務委託契約書については、それぞれの議員の所にお配りいただいたところございまして、これにつきまして柴田議員がおっしゃいますのは、後ろから3枚目でございます。支給品、電気、ガス、水等のユーティリティーについては甲が支給する。組合が支給するというふうになっております。これにつきましては、電気並びにLNG、ガスにつきましても組合の方が供給契約を九電等と供給契約を結びまして購入いたしております。その購入した電気とか、ガスをプラントの方に使ってもらおうというだけで、あくまでも契約自体が変更後の覚書に基づいて、変更後の覚書も色々問題ございますけども、変更後の覚書に基づいて交わしたものでございまして、当然、これも変更後の覚書で申しますと精算の対象というふうな位置づけになっております。ただ、今、現在裁判等でもその辺のところをしておりますので、あくまでもこれは出しっぱなしになるもんじゃないというふうにご理解をいただければというふうに思っております。それでもう一つでございます。今、2通の契約書をお渡しをいたしました。最初は、17年度から19年度、20年度から22年度と二つのものがございまして、

（発言する者あり）

年度です。年度で言いますと20年度から22年度ですね。その中の17年度から19年度に至る契約書の中で、先ほど柴田議員が、これ間違いはないかと私に確認させていただきまして、間違いないと申しましたけども、たしかそこに貼ってある収入印紙でございますけども、4,000円だけになっておりませんでしたでしょうか。

（発言する者あり）

それにつきまして、今、お配りいたしましたのは合計いたしますと20万円の収入印紙が貼ってございます。これは4,000円で交わしたんですけど

ども、その後印紙の額が誤りがあるということで追加分を貼らしてありますのでご了解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

私の勘違いであれば非常に嬉しいんですけども、このとおりであるとすれば、これを取り交した吉次管理者として、どういうふうな受け止め方をされてるか、その気持ちを聞かせていただきたいんですけど。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

気持ちは、ただこの委託契約に基づいて交わしたわけですから、以上でございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

委託契約に基づいて取り交したという意見ですけども、先ほど事務局長が別途これについて詳しいこれ以外の契約を結んで管理業務の委託契約をしてありそうな、別途、別にあるようなことを言われたんですけども、あったらそれを出していただきたいんです。これに基づいて一切の管理をしとつとならこれで議論します。しかしそれ以外のもがありますというふうな答弁をされたものですから、あったらば出していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

この運転管理業務委託契約につきましては、その前提にございます変更後の覚書に基づいて、これは交わしております、これが現実的な契約書でござ

ございますので、契約書についてはこれ以外ございません。ちょっと私の説明が不足したかも知れませんが、これが現実的な業務の契約書でございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

分かりました。多分そうだと私も思ってこれ見たんですけども、今、係争中の問題で是非住民の付託に応えられるように勝利を導いて欲しいんですけども、これが事実でありこのとおりに基づいて契約を結んであり支給じゃないんだと、供給はするけども別途精算をするということであれば、その原本になる契約を結んである、出した電気代それから油代、ガス代、水代ですね。それは供給はしとるけども、これに支給と書いてありますから、支給ということであればそれはもう出しっぱなしですよ。そうじゃなくて精算をするということでありましたならば、どういう根拠で精算するのか、それについての答弁をいただきたいんですけども、これ以外で精算する書類があるなら出してください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私、質問の意味がよく分からないんですけども、あくまでもこれも含めて我々精算というふうに思っております、今後、裁判の中できちんとなされていくというふうに考えております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

それは答弁になってないじゃないですか。裁判の中じゃなくて、あなたはさっき私の質問に対して支給じゃないんだと、供給はするけども精算は別途の何かの別途の書類でもってしますという答弁されたんです。ですからその根拠になるものを出してくださいというんです。そういうふうに私は受け止めてそれを私は出していただくまでしばらく休憩して待ちたいと思うんですけどいかがですか。

(発言する者あり)

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩します。

(午後1時23分 休憩)

(午後1時27分 再開)

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を再開します。柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

答弁は、分かったんですけども、再度お尋ねしたいんですけども、やはりうちの龍田弁護士からは、基本的な憲法に等しい契約があるんだと。この覚書の変更とか、覚書をどうしようかというのは、これは附則か規則ぐらいのもんで憲法に基づいて実行している炉であるから、どういう覚書であっても変更されてあろうと、それは憲法を変えるべきもんじゃないわけですから、大丈夫ですということだったんですけども、僕は、この覚書の変更をした後の加えて、またそれを認めたような契約をしないと後の3年間の契約ができないという答弁だったですから、あくまでもそれは年間に6億円の金はどっちが払うかという大きな数字になる裁判であろうと思うもんですから、そうなってくれば、附則とか規則でなくて、これは最初から私が言うとおりの大事なこの炉の保証書であり憲法であろうと私は思うんです。だからその大事な物を議会にもそれから副管理者が、当時16人おった人達にも相談もなくて憲法と思わしきものを勝手に変えて、変えましたから共通の認識に立ちたいと去年の2月の議会では、管理者言われたんです。だから冗談じゃないと、共通の認識に立てるわけないでしょうと、こういうことを皆さんと一緒になって勉強して今まで経過として来たならともかく、いきなり出して共通の認識となれば、僕らそれ理解できませんと、だからその書き換えた経緯について聞いてもよく分からん状況の中で、精査しないで署名しました、印鑑つきました、責任は私が取りますと言われました。これが1年に500万円とか、300万円の金じゃなくて年間に6億円を誰が払うかという、さっきいう4年間で23億円の金になりますということですから非常に大事なものであるわけです。ですから相手もそう思っているわけです。ですからこれが20年の契約の時も変更の覚書に基づいてという字句を入れないとJFEが継続契約しませんというふうなことが言われたと今、言われたですから、そうであれば皆さん方ここまで行った経緯について厳しく状況の説明をし釈明をしないと皆さん納得いかないだろうと思うんですけどもいかがですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほどのご質問の中において、いきなり覚書を出したということでございますけども、これは私どももJFEとそれを出せるか、出せないかという論議は、ずっとしてきておまして、やはり様々な企業秘密、ノウハウがあるということで、やむなくJFEとも協議をした結果、概要版というのを従前出させていただいております。一昨年の秋口になってJFEと協議する中において、やはり今後、議会の皆様に予算の内容等を十分理解をしていただくためには、どうしても全文がきちんと出す必要があると交渉を重ねてきた結果、JFEとしても了解、もう出すこと止む得ないという判断の基に昨年の2月に議会を出して、決して唐突に出したわけではございませんので、その辺は、まず、ご理解いただきたいというふうに思っております。今、その変更後の覚書の締結に至った経過につきましては、これにつきましては、本当に今後の裁判の中できちんと精査されるべきものというふうに思っております。それについては、今現在、私どもが説明できる状況でないということも併せてご理解をいただきたいというふうに思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

その裁判に至った経過は、説明されて理解はしているんです。ただ、去年の2月20日のこのJFEと、この取り交わす覚書、変更覚書、もしくはその応札条件というものは、僕らはさっき言う憲法と理解しておったんですけども、弁護士さんは、それは規則なんだと言われたんですけども、これ重要な契約の変更してるわけですから、これはJFEがどう言おうとですね、明らかにしないとJFEのペースにはめられて、言えばプロから手足をもちがれた子供と一緒にような状況になるだろうというふうに思うもんですから、そういう経過についてはですね、悪かったなら、悪かったとしないと、今になって裁判をしとるから返事ができませんとか、どうだったとか、言う時であれば卑怯千万なんです。それも去年の2月の時点で僕らがこの精算にあたっては、覚書もしくは応札条件に基づいて精算をするべきだという附帯決議で全会一致で通したから、それに基づいて交渉して現在までなっとるわけです。だから、いきなり出したじゃなくて何回もそういうのがあれば出してくれろと言われてきとって出さなくて企業秘密だと、概要版も作った日も契約変更

した日も一緒なんですよね、実に管理者とすれば、その副管理者に対してもしくはそれ以外の議会に対して概要版を同じ日に作ってそれを出さず、そして、今になってから裁判にかけましたと、人を打ったたいとって、すんませんと通るわけないわけです。肝心の20万円の収入印紙を貼ってですよ。取り交わした契約が、それを基になった契約がですよ、それはすまんじゃった、ありや間違いじゃったというごたるふうになつてくるわけですから、それは裁判の経緯はともかくとして、それについて釈明をする必要があると思うんです。いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、私達が一番大事なことは、今回の裁判をより我々の主張を認めていただくことが、最重要課題だと思っております。当然、先ほど話ございましたように、この変更後の覚書等につきましては、確かに当初から全文出すようなこといたしておりませんが、どうか先ほど申しますJFEが認めたことで、昨年2月に全文をお出しした。そのこと手続の中におきまして、やはり途中において議会にもお示しできなかったんですけれども、副管理者の皆様方には示してよかったかなと、これは一つの反省点でございます。以上です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

今、まさに世代交代の時期でですね、既に16年の12月22日に契約変更を取り交わされた当人である吉次管理者が、今年この議会をおそらく引退の場とされる予定でおられるし、この契約の一部に参加しておられます吉岡庭二郎前島原市長も引退されてると、その時のいきさつが分からんまま、わしらに全部乗せられるようなことになりよるわけですから裁判ということもあるわけです。それは分かっているんです。しかし、裁判を起こすように提案をしてきたのは、この議会自身なんです。あなた達がしましたか、してないんですよ。附帯決議を付けて精算にあたっては、応札条件、元の覚書に従って精算をしろとなった足かせでもってここまで来たんですよ。自分達がまるで裁判に勝ちそうな、この契約を結んだら勝てる契約というふうに私は理

解できない。ですから、あとの代の人間はたまったもんじゃないんです。年間に6億円、誰が負担するか、わけ分からんように成りかけとるわけですから、それについての釈明も何もないんですから、終わりに臨んでの話なんです。吉次管理者として、どういう見解なのか、再度伺いたいです。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

裁判を起こしたのは、私どものこの組合でございます。組合の執行部でございますんで、その代表は管理者でございます。おっしゃるように最初の応札条件ですね、その辺から起こしまして覚書その他でございます。そんなことからですね、私どもやっぱりこの経費が高く掛かるというふうなことで、この議会にお願いをいたして、裁判を起こしたわけでございますんで、組織としてこれはですね、やはり裁判に勝つように弁護士ともよく協議をしながらですね、この裁判には我々臨んでいきたいというふうにご覧のとおりでございます。以上です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

事務局がして、私は中を精査せんで去年の2月20日で初めてみましたという答弁があつて以来のことでございます。今回は最後だろうと思っておりますから、もう今の答弁で聞く必要ありませんけども、あと新しく参加された横田市長ですか、それから途中の経緯が分からんでうちの雲仙市の市長にしても、南島原市の市長にしても、それぞれの経緯の状況が分からん、しかもこの事務の基になるこの業務委託契約そのものも全く目も通さんでいきなり出されたようなもので、僕も調べた中でびっくりしたわけです。だからあとの代の人間、変わった人間がですね、果たしてこれをやっていけるのかなと非常に危惧をする気持ちがあつたものですから、くどいようでございますけれども、現職がおる間に何回もくどく聞いたわけですが、裁判、裁判ということで逃げる口実に使われちゃいかんですけども、あとの議員も交代をしましょうし、管理者あるいは副管理者も交代をしましょう。それでもこの炉は、15年、20年付き合わんばいかんと、それから20年付き合うとなれば6億円の負担がちゃらになれば良いですけども、向こうが負担せんということ

で判決が出れば、向こう20年間120億円の用役費をこの組合が負担しなきゃいかんという大きな問題になるわけですから、慎重に今後やっていただかんといかんという気持ちで一杯でございます。以上です。

○議長（中村敏治君）

どうも、お疲れ様でした。それでは引き続き、1番 松本議員。

○1番（松本匠君）

島原市議会の松本でございます。私ども島原市議会には、廃棄物特別委員会という特別委員会が作られております。その発端は、今回も問題になっておりますけれども、変更覚書ということで、非常に市民に対して説明がつかないようなことが多すぎるということで、私ども島原市議会は特別委員会を作り、調査をしようというふうになっております。去る1月23日、特別委員会が開催をされ、こちらからも、組合の方からも事務局の方で出席をしていただきました。その辺の論議も含めてですね、改めて、一番私が最後になりますので、聞いておりますと重複する点も多いわけではありますが、質問を四点だけしていきたいと思っております。第一点目であります。これについてはですね、去る何日だったですかね、全協が開かれた折、一定の説明がございましたが、十分でありませんでしたので、補足的なことが分かっておれば、お願いをしたいという意味であげております。変更覚書を前提とすれば、組合にどういう不利益をもたらしたのか、応札条件、覚書との比較のうえ示していただきたいと思っております。第二点目に、準備書面であげられている性能未達成の原因を設備と運転の本来のあり方との比較のうえ、明らかにして欲しいというふうに思っております。これも全協で一定の説明がございましたが、私達が裁判で寄って立つ根拠が性能未達成ということと言われておりますので、その一定の根拠としてあげられている点であろうというふうに思いますので、本来の姿等々も含めてですね、明らかにしておきたいというふうに思います。三点目にですね、これも論議をされて一定の内容は理解しておりますが、先ほど申し述べました、うちの特別委員会でも相当論議になった点でありますので、改めてこの場で原告と被告の立場の最大の相違点は、応札条件、請負契約、覚書、変更覚書の根拠としての順位であるが、原告の主張は不利ではないでしょうかと論議されているのは十分承知をいたしておりますが、改めてお尋ねをいたします。四点目、これも先ほど来から論議をされております。それで考えてみました。今までの答弁にもありましたけれども、本当に裁判の中で、これまで私達が望むような形で、全体像が明らかになるのかどうなのかという点についてであります。裁判の進行の中で、変更覚書を締結するに至った経緯と目的は明らかにならないのではないか。特にこちら側からそれを主張することはないのではないか。先ほど

憲法という論議がございましたけれども、同じ質問であり、同じ心配を多くの方々がなさってるという意味でお尋ねをしておきたいと思います。以上です。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず、総括的に私の方からお答えさせていただきますけれども、今回の裁判は、組合が性能発注した本施設が、その性能が達成されていないために、過大な費用負担が生じたため、債務不履行として損害賠償請求を求めたものでございます。訴訟の相手方でございますJFEとは今後もこの施設の運転委託先となりますので、そのようなことから非常に難しい関係ではございますが、構成市のごみ処理を共同で実施する組合の利益を守るために訴訟に踏み切ったところでございます。組合議員におかれましては、この裁判におきまして、組合の主張が認められますようご理解とご協力を賜りたいと存じます。松本議員をはじめ、構成市住民の皆様には、詳しい内容をお示しするべきところでございますが、裁判の進行上、いくらかの点につきましては、今、お話しできないところがあるかと思っております。そして、裁判を通して明らかとさせていただきますことになりましてことをご理解いただければというふうに思っております。なお、個別の質問につきましては、事務局長の方から答弁させていただきますと存じます。以上でございます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、今、ご質問いただいたご質問に順を追ってお答えをさせていただきます。まず最初の一点目、覚書についてでございますけれども、当初の覚書につきましては、用役費、維持補修費、運転管理費、人件費を含めまして年間平均5億8,700万円というふうになっており、用役費も含めたところでの金額保証となっておりました。それと比べまして、変更後の覚書は、運転経費と維持補修費について、3年間の総額が14億6,100万円、年間にいたしますと4億8,700万円になっており、用役費については金額保証ではなく数量保証となっております。この用役費の精算については、組合といたしましては、変更後の覚書により、組合が行っております

年4回のごみ質の検査結果により、罰則規定を適用して精算がなされるものと考えておりましたが、JFE側はごみ量が多くごみ質が悪いため、燃えにくいので用役が多く掛かっている、また、覚書にございます前提条件80,665トン、また、2,000キロカロリーと異なる場合は、罰則規定は適用されないという部分を主張し、変更後の覚書の解釈が異なったため、一番の基本となる応札条件に立ち返って、損害賠償請求の裁判となったところでございます。現在、裁判の中では、応札提示額と実績額の差額、それに補強工事の分を合わせた19億7,683万563円を請求している状況でございます。変更後の覚書に基づく額と実績額との差額については、今後の裁判に応じまして、弁護士の手配、協議の下、対応して参りたいというふうにございます。次に裁判の準備書面であげられている性能未達成の原因を設備の運転の本来のあり方との比較上明らかにされたいというところでございます。性能未達成の原因についてでございますが、1月27日に行われました、第2回の口頭弁論において提出した原告第1準備書面では、未達成の原因といたしましては、酸素発生装置の能力が3炉運転に対して不足していること。大量の水をピット内に投入したため、水分を含み処理を圧迫したこと。湿式冷却装置を用いたことからシリカ問題が発生したことなどとしております。具体的な今後の裁判の中で他の原因についても明らかにされていくものというふうにございます。次に3番目でございます。原告と被告の立場の最大の相違点は、入札条件、請負契約、覚書、変更覚書の根拠としての順位であるが、原告の主張は不利ではないのかというご質問でございました。変更覚書の根拠としての順位についての質問でございますけれども、応札提示額は入札に参加する条件として、メーカーが本施設の燃料費や維持管理費など運転経費の上限額について、保証事項となることを前提に、自ら積算し組合に提出いたしております。このことを前提に施設建設工事の入札を行いまして、当時川崎製鉄が落札しましたので、これが原点であるというふうにございます。そして、最初の覚書は、工事請負契約締結後に上限額などを確認しているものでございます。変更後の覚書は本施設の性能発注といたしてあり、現場での打ち合せや組合側の要望などにより変動の可能性があること。また、上限額を超えた場合に、どのような算定方法で精算するかといった手続きを詳細に定めたものでしかございません。よって、手続きを定めるという位置づけの書面である覚書によって、先ほど申されました上位の応札条件や応札提示額の範囲を超えることはできないというふうにございます。次に最後の四つ目の質問でございますけれども、JFEは答弁書において変更後の覚書の優先性を主張してあります。今後の裁判では、応札提示額を算出したメーカー側のその根拠数値を明らかにさせ、それが変更後

の覚書の根拠数値にどのような理由で変わっていったのかなど、争点の一つとして想定されております。その中で、変更の経緯は明らかになっていくものではないかというふうに考えております。以上でございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

それぞれお答えをいただきましたが、ほとんどの質問が裁判の中で明らかになっていくだろうというお答えで、通常ではあればこれ以上何を聞くのかというふうなことになってしまいがちなんですが、それぞれとして受け止めてをいたしますが、二点目のですね、性能未達成ということで答弁をいただきました。もう少し詳しい内容が私、帰ってくるのかなど。特に性能未達成ということで、コンサルを含めたですね、協議の中でおそらくそういうふうにとまとめられたんでしょうから、あるのかなと思ったんですが、準備書面そのままを読んでいただいたというふうに構造的になってました。そこでお尋ねをしますが、今の段階で言えることはきちんとお答えをいただきたいと思えます。一つはですね、どうもピットの中に大量の水を入れたと。いつ頃の時点でどういう経過の中で、そういう大量の水を入れたのか、そしてその水の量はどれぐらいだったのか、何が目的だったのか。これはですね、私もこちらの議員になりまして1年10カ月が経つんですけども、当初、運転が未熟であったというのはですね、大きな一つの理由なんですね、そういうのも含めてしたらいかんことをしたのかと、その辺がですね、組合との協議の中でどういうふうになっていたのか。当然、水を入れて良かったのか、そういうことも含めてですね、もう少しJFE側の運転のあり方として、私は大きなことだと思うんです。そういう意味でおそらく裁判の関係で言えませんとおっしゃるかもしれませんが、もう少しですね、事実としてあってるわけですから、良いことなのか悪いことなのか。運転マニュアルの中にそんなことが書いてあるのか。コンサルを入れればチェックできるはずですよ、それくらいは、明らかにしても良いんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

これはですね、コンサルの予想といたしますか、そういうことなんですけども、水処理の際のですね、シリカの濃縮された排水の処理に困ってですね、ピットに投入したものと、結局、水処理が捌けきらずにピットに入れたということで、量的にはですね、時期も17年度に間違いはないんですけども、4月から9月ぐらいかなというところなんですけど、量もはっきりは分かりませんが、約3,000トンぐらいではないかということでございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

私自身は初めて聞くことですが、これは運転上、差し支えなかったんですか。炉の構造からいくとですね、水分を抜く工程がですね、一番最初にありますよね。確かそうじゃなかったかと思うんですけども、そういう中にですね、水を4月から9月にかけて、3,000トン、何回か分かりません。ごみがひよっとしたら、ちゃぷちゃぷ浮いていたんじゃないのかというふうに想定をされるわけですが、その時のこういう運転で良かったか悪かったかの協議はされてないんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

うちのやりとりは具体的には確認いたしておりませんが、やはり先ほどから申しますようにごみ質の問題が出て参ります。当然、一番効率的な運転、2,000キロカロリー前後が一番最も相応しいということからすれば、その時、水を投入すればカロリーというのはかなり下がってしまいますので、それがどう考えても適当な状態とは言いがたいというふうに考えております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

もう一つ、この水関係でお尋ねします。何か、よくは分かりませんが、シリカの関係でこの水が出てきたと。これは最初から想定されたものじゃなかったと思うんですけども、それをピット内に捨てるっていうのは、よっぽ

どのことじゃないだろうかと思うんですが、他に捨てる方法等々、他の手段は、なぜ考えられなかったのか。わざわざピットっていうのが、そこに大きな入れ物があるからピットの中に突っこんだと。こんな杜撰なことでもいいのかという気がするわけですが、その辺は調査をされておりますか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

組合としましては、この水の投入に関してはですね、全く知らなかったことで、JFEが勝手に入れたということでございます。先ほど、その状態がびちびちしてたんじゃないかということなんですけども、そのとおりだったと聞いております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

とんでもないことをやられてるというふうに理解をしますが、ピットの中に入っとれば分かるわけですからね、誰が見てもおかしいということになるはずでしょうが、もし協議をされておれば、重ねてお尋ねしますが、お答えをいただきたい。それから、酸素発生装置、これもですね、不足してたんじゃないかというふうに言われますが、私、本来のあり方というふうに尋ねましたが、この炉の特徴は、1,200度くらいで溶融化すると、大変な高温であるということもあるわけですね、そうするとそういう関係性も含めて、これぐらいは酸素発生装置としては要りますよというのはですね、コンサルの指摘としてはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。そういう専門的なことが非常に理解しにくいから色んな問題も起きてると思うんです。そして、一回一回コンサルも含めて論議をしてきちんとした炉にしていくということが必要なんだろうけども、設計の段階、もしくはできあがった段階では、分からなかったことなんだろうかと。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ちょっと一点目の水に関しての協議、ちょっと確認させていただきたいというふうに思います。酸素発生能力でございますけれども、確かに酸素は3炉運転を継続する時は、メーカー負担ではございますけれどもほとんど毎日ローリーで運ばれて来ておりました。今、現在は全く参って来ておりません。もともと皆さんご承知のように、2炉運転を基本とした運転の中でその酸素発生量あたりも計算されてるのではないかと。したがって、それが3炉を運転する場合においては不足が生じる。今、現在どうにか1炉110トンから120トン前後というふうな中で、内部供給できておりますけれども、やはりもともとの能力としては、3炉を補うための発生量の能力は持ち得なかったのではないかとというのが、今、実際、今の状況を踏まえての感覚でございます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

先ほどの水の件ですが、17年度のその当時はですね、ごみが非常に多かったために、水が上に出てくるまで気付かなかったということです。表面上水が出てきてから組合が気付いて、もう水は入れるなということで指示はしたみたいで。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

2炉運転が原則で、3炉運転が補助的な役割を果たすと、3炉運転も私もチェックをさせていただきましたが3炉運転がされるのも約10日間くらいとそれが何回か、1年間の中にはあるというふうに理解をしておりますが、しかし、日数が少なかったとしても、3炉運転を経済的、効率的マニュアル運転の中でも、年間30日くらいは私の見たところではあるようなんですけども、だとするならば、やっぱり最初からきちんとそういうふうに計画の中に入ってるわけですからね、2炉運転が原則だからそれに合わせたというのはおかしな話で、今、こういうふうにして出されてみるとはっきりするんですが、やっぱり性能に対して、約束した性能に対して、機械自体、設備自体、それから運転も含めて黙ってやってたってことも含めてですね、かなりの、私、問題点、指摘できると思うんですよ。その意味ではですね、是非もっと根拠をあげて、いかに未成熟な炉であったのか、そして、運転についても

ですね、いかに相談もなく、或いはそれがどっからどこまでを相談するのかというふうな今回はお尋ねをしません、常識的に考えてみて、おかしい運転もあったようでありますのでその辺についてはですね、もっと他の部分もあるかというふうに思います。証拠をあげて根拠として頑張っていたきたいというふうに申し上げておきたいと思います。それからもとに戻りますが、変更覚書では、どれくらいの話は聞いております。ただ、これをお尋ねしたのは、私どもにとって大変不利な条件である変更覚書の中でも、これだけの金額については、それを前提としても負担が増大するんだということが明らかになればですね、それはそれで裁判は有利に進められるということが分かるんじゃないかというふうに思いましたのでお尋ねをいたしました。色々あるでしょうから、私も裁判を後ろから鉄砲で撃つようなことはしたくありませんので聞きたいところではあります、その点についての質問については割愛をさせていただきます。3番目のですね、変更覚書を前提とすれば、というふうにJFEは言うておりますけれども、不利じゃないかというのも改めて姿勢を聞きましたので、私自身はそれを前向きに進めていただきたいというふうに思いますので、これ以上お尋ねはいたしません。しかしながら、四点目にあげました、これまで先ほどの柴田議員の質問にもありましたが、本当に変更覚書はどうして何の目的で誰が作ったんだというのがですね、裁判で明らかになるからそれまで待ってくださいと待ちましょと、その気持ちはありますが、私が考えるには、こちらから明らかにするようなことではないだろうと。むしろ、それがですね、変更覚書が違法であったとか、何かの外的要因があつて結ばざるを得なかったとか、それを証明するためだったら積極的に裁判の中で争うということになるんじゃないかというふうに思うわけですね。JFEの立場に立ってみればどうなのかと言うと、いやいや、優先順位は変更覚書が1番なんですよと、変更覚書の中に書いてありますけれども、これが1番で、2番3番4番と数字をうった順番に優先順位があるんですよというふうに書いてあれば、しかも管理者である吉次さんの管理者の判子も打ってあるわけですからね、ちゃんと打ってあるじゃないですかと。さっき論議がされた管理運転業務ですかね、委託業務ですかね、そういうのも全部印鑑打ってあるわけでしょう。向こうは明らかにする必要ないんですよ。前提条件ですから、ただ、こういう書類を私どもとお宅と締結しましたねと。こういう約束をしてるではないですかと言えば、私は済むはず、済まされるんじゃないかというふうに、私なりの、裁判よく知りません、知らない中でも本当に市民が心配してることを裁判の中で明らかになるのかというところで、私自身は今、言ったこと私の今日までの結論です。これ以外のことがあり得るんでしょうか。そこがですね、明らかにならないと

吉次管理者が、柴田さんの発言の中にもありましたように、私が全責任を持って説明をしますと言われたことがですね、全く全部霧の中に包まれてしまうということになるかと思ったので、私こういうふうにして、あえてあげてるんですよ。いかがでしょうか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

結局、こういった覚書を交わしたりする時には、管理者が最高のあれで、もちろん判子を付くわけですね。中身についての色々な協議がございますね。ですから今、おっしゃったようにこの応札条件、それからその後の覚書、それから17年のこの運転前ですね、変更の覚書とこんなのがございますので、その辺ですね、最初の覚書と変更後の覚書、これがどのようなこの経過でなされたかというのはですね、やっぱりある程度きちっとしなければならぬ。私その中に具体的に入って話し合いをしたわけではございませんので分かりませんが、その辺はですね、やっぱり会社側の色々なこの都合もあった、あるいはまた、こっちの方のあれもあったというふうなことでございましょうけれどもですね、その経過と言いますかね、その辺はやっぱりある程度きちっとしなければならぬということございまして、問題はこの訴訟でやっぱり大前提はこの応札条件があるわけですね。だからそういったものを前提にしてですね、今後この裁判をですね、やっぱり有利に進めるような形で、よく弁護士さんとも協議をしながらですね、進めて参りたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

おっしゃる気持ちについてはよく分かります。分かりますが、裁判の中では、明らかにならんでしようかと、はっきり言えば。私はそれを言ってるんですよ、そして根拠もあげとります。こっちから明らかにする必要はない。なぜならば、応札条件と前期の覚書がこれが憲法であるから、変更覚書について扱う必要ないんですよ、ある意味。そしてJFEの方は、変更覚書は向こうの憲法ですから、これは結んだ事実でしょうと。ちゃんと印鑑打ってありますよねって、不備はないですよねと言えばそれで済むことなんですよ。何

で裁判の中で明らかになるのか、そこが分からんというふうに私言ってるわけです。裁判の中でね、明らかになれば、私ある意味、あとで出されるんでしょうけども、百条委員会の必要ないかもしれません、この件に関しては。しかしながら残念ながらですね、否決をされましたけども、それに先立っては、1回この議会の中でも百条委員会設置するかどうか、そしてその辺も大きな論点の一つであったというのは事実なんですね。その関係でお尋ねしてるんです、突っ込んで言えば。だから、裁判の中で明らかになるでしょうじゃ済まされない問題が含まれてるんですよ。だから私は根拠をあげて明らかにされないんじゃないかと言ったわけですから、根拠をあげて明らかにされますと、できればですね、そういう答弁が欲しいところなんですよ。再度お尋ねをしますが、いかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

応札条件が前提になるわけですね。だからそのことについてやっぱり、会社の方にですね、きちっとその根拠を明らかにしなければならぬと、私はそのように思っております。ですから、そこから出発してこの覚書がどうなったのかと、その後の変更覚書はどうかということ、その辺がですね一つのこの争点になるわけと、私は思っているわけでごさいます、それはやっぱり裁判の中でですね、やっていかなければならぬと、私はそのように思っております。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

繰り返しの答弁ですけど、それは分かってますよ。しかし、何の目的で誰がどういうふうに関わってそうなったのかというのはですね、JFEさんの方からはそういう指摘があっても、こっちから別に裁判の中でそんなことまで持ち出す必要なんかないでしょう。だから私はそう思うんですよ。だからそこんところをはっきりしてくれと。裁判の中で明らかになるのか明らかにならないのか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、管理者が申しましたように、組合のそのスタンス、土俵と申しますか、それが応札条件、応札提示の段階でございます。J F Eの答弁書等を踏まえる限りにおいて、J F Eの土俵というのは変更後の覚書というようなことでもございまして、当然そのそういった構図からいたしますと、私どもの進め方というのは、やはりその土俵でもってというようなことで、当面出発の段階では、変更後の覚書というよりそっちの方に軸足を置くような、重点を置くような構えになろうかと思っておりますけれども、今後の進展、裁判の進み方によっては、やはり土俵を少しはこっちに置かざるを得ないことも有り得ない可能性はないというふうに思っております。そういった中でございまして、私どももやはりその経過、要するに、今の変更後の覚書をどのように評価してするのかということについて、我々一定の業務範囲の評価を持っておりますけれども、当時、覚書を変更した経過というか考え方あたりは、きちんと把握をする必要があるというふうに思っております。そういった把握については、弁護士を交えてするわけでございますので、そこで明らかになれば、それは皆さんにご説明するしないというのは、ちょっとまた判断が要ろうかと思っておりますけれども、弁護士とも十分ご相談したうえで対応していきたいというふうに考えております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

大変微妙なところを聞いておりますが、お気持ちは受け止めておきましょう。ただしですね、これだけは言っておきたいと思っております。私が質問をし、そして多くの人達が聞きたい、私が今、申し述べている内容については、今の答弁でも、明らかにする必要が裁判の中であるというふうには答弁されていないんですね、かもしれないということなんです。それはそれとして今の時点での答弁ということで受け止めさせていただきます。さらにですね、うちの1月23日の特別委員会でも同じことを聞いて、既に調査済みであるという話も聞いております。裁判とは別の形で明らかにすることもあれば、それは裁判の関係を見てからでしょうけど。それはそれとして、どういうことなのか、これ以上聞きませんが、おっしゃったことについては、責任を持っていただきたいというふうに今回については申し上げさせて

いただきたいと思います。これ以上質問はしませんが、いずれにしてもですね、住民、議会、それから組合一体となって裁判は勝ち切らなければなりません。しかしですね、住民がおかしいと思ってること、不安に思ってること、これもまた同時に明らかにしていかなければなりません。大変難しい、私達、議員にとっても、判断であり舵取りであるというふうには思いますが、管理者側の市民、住民に対する説明責任はですね、きちんと果たしていただきたいという要望をもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村敏治君）

どうもお疲れ様でした。これにて通告された一般質問は全部終了いたしました。しばらく休憩いたします。

（午後 2 時 1 6 分 休憩）

（午後 2 時 2 5 分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に日程第 4 に入ります。議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）」についてご説明いたします。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成 2 0 年 9 月 1 日に施行されることに伴いまして、「県央県南広域環境組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例」及び「県央県南広域環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正が必要となりましたが、議会召集の日程調整ができなかったために、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により、これをご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、議員の報酬の支給方法が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めるとされたことに伴い、「県央県南広域環境組合議員等の報酬及び費

用弁償に関する条例」及び「県央県南広域環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定中、この条例の該当となる条項をそれぞれ改正したものでございます。簡単でございますが以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）」は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決定しました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」についてご説明いたします。

この損害賠償につきましては、先ほど事業報告でもご説明いたしましたように、元組合職員の不祥事に関連いたしまして、本組合が委託発注いたしました、融雪剤、これは塩化カルシウムでございます。散布業務の代金未払いに対する遅延利息でございます。

内容といたしましては、平成17年12月22日の積雪の際、有限会社ヤマウ建設に委託した融雪剤散布業務について、平成18年2月6日に43、

050円の請求を受けておりましたが、支払を先延ばしにし、その後業者から数度請求の連絡があっていたにもかかわらず、当該元職員が未払いのまま放置していたものでございます。この代金43,050円は今年度予算の委託料から過年度分として、平成20年12月26日に支払をいたしました。

また、この支払日までに対する、政府契約の支払遅延防止法の規定に基づき算出した遅延利息4,500円を併せて賠償いたしましたところでございます。この遅延利息4,500円につきましては、支払日まで日々利息が加算されますので、早急に地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経るべきところではございましたが、議会招集の日程調整ができなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成20年12月19日に専決処分したもので、同条第3項の規定により、これをご報告し、ご承認をお願いするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

平成17年12月22日の委託で、平成18年2月6日の請求だというふうに書いてあります。これに関しては不正行為ということの説明がありましたが、組合内の管理についてお尋ねをいたします。何でこんなことが分からんのか、そこを少し説明をいただかないと論議がしにくいと思いますので、まず説明をいただきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず12月22日に雪が降りまして、この諫早一帯積もっております。その直前、ここクリーンセンターまで上がってくる道においてかなり急な坂などもございまして、そこには上ってくるための手立てとして塩化カルシウム、融雪剤を散布することが事務所内で決定をし、すぐ担当者を通じて業者の方に発注をして、その発注を受けて業者の方は実施をしていただいております。そこで問題になりますのが、やはり今、反省としても、今、整理して見直し

をしておりますけども、非常にこのケースは難しいところがございます。担当した職員に、通常であれば請求書が渡されて、その当時の職員が受け取っているんですけども、2月にですね、受け取っているんですけども、それをたまたま放置してしまった。上司からすれば、当然その辺の支払のための事務処理は、済んでいるものというふうに認識していたために、その後の追及がないまま、本年度の予算編成時期になりまして、業者さんの方に今後雪が降った際の見積を徴取したところ、実は17年度の支払を受けてないということもございましたので、そういったことがないようにということは十分職員に対しても話したところですけども、非常にその、たまたま個人で請求書を握ってしまったということで、今後は、職場、係、課という組織でございますけども、そういった中で十分発注内容を確認して、請求等の漏れがないように十分気を付けて欲しいというような話をしておりますけども、それ以上の対策は非常に難しいところがございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

いずれにしても難しいということでもありますけども、それじゃ決裁がどういふふうに行われているのかということも含めてですね、ご答弁を願いたいと思います。というのはですね、さっき紹介した1月23日、うちの特別委員会ですね。これまでの不正な経理のあり方等々も含めて論議になって、一番ですね、組合に対する不信感はいったいきちんとした管理監督、それから職員、上司含めてどういう体制になっているのかと、そして実はこういう体制の甘さですね、直接比べられるかはどうかとして、問題は別にしてもですね、変更覚書について事情が分からないというふうなですね、全体としての甘さがあるのじゃないかと、どういうふうになっているんだと大変厳しい指摘がなされた経緯はですね、ご記憶だろうと思うんですね。その意味ではやっぱり組合のあり方について非常に大きな、金額は小さいですけどもあり様については、全体から考えていけば、私は大きな問題だろうと思うわけです。その辺の今後のことについては分かりましたけども、それはこの問題だけではなく全体をどう見ながら対処して行くのかという問題も含めてですねご答弁を願いたいと思います。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

この件につきましては、通常、私どもの支出の取扱いにつきましては、支出の負担行為ということで、これだけを払っていいのでしょうかというようなこと、こういう支出をしますということを前段で決裁を受け、そして請求書が来て支出命令ということで、支出をするというような2段階が通常でございます。今回の分が特殊なのは、雪が降りそうだということで発注をかけます。実際、あがりが出て初めてどれくらい掛かったというのが、分かる形になります。ですので、結果、請求書が出て初めて金額が分かるというような特殊な事例でございます。そのことで前段で支出の負担行為ができないものになります。ですので、その担当者の方で請求書の方を持ってしまった関係で支出負担行為をするきっかけが、そこでできなかったというところが、今回のものだと思っています。今後、どうするのかというふうなこともございますので、請求書についてはですね、それぞれの発注担当者ではなくて総務課の会計担当の方に一括して請求をもらうような形とするような形と変更をしたところでございます。

○議長（中村敏治君）

よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。お諮りいたします。

議案第2号「専決処分承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり承認されました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」をご説明いたします。県央県南広域環境組合は、長崎縣市町村総合事務組合に平成12年4月1日に加入し、公務災害補償に関する事務及び退職手当に関する事務を取扱っていただいております。地方自治法第290条の規定により、一部事務組合の組織、事務及び規約を変更するときは「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されていることから、今期定例会に上程いたしまして議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、平成21年4月1日から「長与・時津環境施設組合」が長崎縣市町村総合事務組合に加入し、「議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償又は通勤による災害補償に関する事務」を共同処理することから、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数に変更が生じたものでございます。なお、4ページ、5ページには新旧対照表を添付いたしております。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第4号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第4号「損害賠償の額を定めることについて」をご説明いたします。

この損害賠償につきましては、平成20年11月25日午後1時45分頃、本施設プラットホーム内No. 5投入扉において、発生した事故でございます。事故発生場所、事故の状況につきましては、次ページの議案第4号資料をご覧くださいながらご説明いたしたいと存じます。

資料の左上の搬入扉より、プラットホーム内に進入した車両が、プラットホーム内の組合の嘱託員であります誘導員の指示により、ごみ投入扉へ進み、ごみピットへ投入いたしますが、今回、資料の左下に表記しておりますNo. 5の投入扉において、民間の収集業者であります株式会社イケダ所有の2トン積みパッカー車が、荷台を上げごみを投入し、荷台を下げた時点で、閉まってきた投入扉と当該車両後部の左右側面が接触したものでございます。本来、投入扉は、車両をセンサーが感知し、自動で扉が開き、退出時も同じく自動で扉が閉まるシステムとなっておりますが、今回事故が発生した投入扉は、車両センサーの感度が落ちており、製造メーカーによる調整の必要があるとJFEと確認の上、それまでの間、開閉ボタンを誘導員が押すことにより扉を開閉する手動操作としておりました。事故発生時も車両進入時に誘導員によるボタン操作により、投入扉を開いており、被害車両が車両のごみ投入操作を運転席で行っている時に投入扉が閉まったものでございます。被害車両の運転手の話では、被害車両の周りには、ボタン操作をする嘱託員はおらず、人為的な誤作動ではないと思われる状況で発生した事故でございました。被害車両の修理費に関しましては、運転手に過失がないため、その修理費は、施設管理責任として組合側が負担することで被害者である株式会社イケダへお詫びをしております。

しかしながら、その誤作動の原因は、運転管理責任として、JFEに対して損害額の負担を求める必要があるとの組合の見解により、JFEと数回に亘り負担協議を行って参りましたが、手動操作により、誤作動が起こるということは、投入扉の製造メーカーに確認しても、システム上、考えられないということであり、過去にもそのような誤作動の事例はなく、損害額の負担はできないという意向であります。

しかしながら、被害車両の修理費を早急に支払う必要があることから、顧問弁護士と相談し、全国市長会市民総合賠償補償保険に、保険給付を受けるための手続きを進めて参りました。

以上の理由より事故発生から期間が経過してしまいましたが、その引受幹

事保険会社であります株式会社 損害保険ジャパンより全額保険給付をする旨の回答があったため、今回の施設内事故に係る損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この議案を提出するものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

これぐらいの損害だったからいいと思うんですよ。人命に係るような事故だったらね、本当大変なんですよ。それでもともこのセンサーのね、感度が落ちていたということでその車が出たのを感じたのかな、せんのかな。何にしろそれと扉の閉まるのが合わなかったと、それはセンサーの感度が落ちてたからだという説明ですよ。そうであるならさ、操作のミスとかそういうのではないんですよ。これは、センサーの感度が落ちてたのが一番の原因でしょう。そうすれば施設のね、施設が悪かったということになるわけですから、当然これはメーカーが出すべきものだと、何で組合が出さないかんのですか。その辺メーカーとはどういう話し合いをしたんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず前段で組合で出す、後段になりますと組合で負担したお金をどこが負担するか、要するに財源と申しますか、その辺の話が出てこようかと思っております。

（発言する者あり）

最終的な話であれば現時点では、損保の引受会社とJFEとの話し合いがなされて、その結果、つくものというふうに思っておりますけども、まず施設内で起こった事故ということからすれば、当然支払については、組合が負担すべきものというふうに考えております。あとそのJFEとの協議内容については、担当課の課長の方からご説明させていただきたいと思っております。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

議員さんが今おっしゃいますのは、感度が落ちてたから施設のせいだということなんですけども、感度が落ちてたから自動開閉にはしておりませんで手動にしておりました。だから感度は関係ないんです。ですから手動にしておったにも関わらず、手動で開けて投入した時に閉まってきた。閉めるボタンは、押していないのに閉まってきたということでございます。センサーは関係ないんです。そういう状況でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

3回だから効率よくお尋ねしますけどね、そしたらなおさらね、施設が故障してたから起きた事故じゃないですか。操作のミスでもなかったというのはね、今言われるわけですから。何で施設がそういうふうになっていたのに組合が最終的に負担をせんといかんのかということをお聞きしているんですよ。そういう施設のね、言うてみれば本来センサーで自動的に開けたり閉まったりせないかんやったわけでしょう。それがそうじゃなかったわけですよ。そして手動にしてたわけでしょう。そして、その手動も手動のミスじゃなかったというふうに最初説明されたからね、なおさら、そしたらそういう施設をちゃんと当初の自動のセンサーが働くような状態にしておかなかったメーカーの責任というのは、はっきりしているじゃないですか。そこを言っているんですよ。だから今回、約68,000円これね、一応相手との関係で出しとくけど、これは最終的には、これはあくまで組合の立替だというんだったら、まだ話は分かるんですよ、最終的には、まだ決着ついてないんだったら分かる。しかしどうなんですか。組合の立替だというふうに理解をしいいんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まずは、基本的に組合が約68,000円の修理費を負担しておりますけ

ど、これは保険会社もしくは保険会社との協議の中でJ F Eの負担があるかも知れませんが、そこから補填されるものと思っております。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

私もですね、これちょっと不信感を持つわけですね。余りにもJ F Eが有利にことを運んでいるわけですね。それで組合議会とすれば、組合とすれば保険会社がバックについているんですから、お宅様の負担はないんですよといったような責任の転嫁がですね、見られますよ、これは。それでここに担当の例えば、局長なりがどのくらいまで突っ込んで話をされたかですね、やはりこれは税金ですから、血税ですからね、それでやはり私は当事者で自分の車だったらなんとか少しでも自分の有利になるように話は持っていくんですけど、その話はされたかどうかお尋ねします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

直接、私はこの問題についてJ F Eと話しておりませんが、逐次報告は受けております。ただJ F Eといたしましても先ほど説明いたしましたように確かに感度が落ちていることは知っていきまして、早急にその取付した業者を招いて点検整備を行うというふうなことで、その業者が来る前に事故が発生したということで、そして設置したメーカーの方に聞き取りした結果、こういった手動状態で自動的に扉が閉まるということはありません。そういった過去にもそういったいくつも実績ありますけども、その中でもそういったことがないということで、それが今、J F Eの主張として出てきているところでございまして、あとは、まずもって我々は迷惑掛けた所にお支払をしたうえで、あとは保険会社とJ F Eとのそれぞれの協議の中で最終的な負担というのは整理されるというふうに思っております。今の段階で非常にお互いの言い分が輻輳しておりまして、どのような決着になるかというのは、ちょっとはつきり分からないところでございます。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

やはり今、訴訟を起こしてますね、約19億円、これとやはり関連して私達、考えるわけですね、だから金額の約68,000円どうこうのじゃないんですよ。これを認めれば、やはり自分の非を認めたような格好になって、約19億円で話がいかせんかと、JFEの懸念もあるんじゃないかと思うわけですね。この金額なら組合さんに迷惑くるから何とかしますよというふうな全然その臭いすらない、薄情なような感じがしますが、そこがどうしても納得いかんからお尋ねしたわけですが、その辺どうですかね。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

JFEの言い分は、手動操作ではそういう事態は発生する可能性はないということで、話はしておりますけども、一応話の中ではですね、半々でどうですかということも話の中には出てきております。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

基本的にですね、やはり緊張感を持ってですね、全てに対応していただきたいというのが、まずお願いしたいと思うんですけど。ただその閉めた人はおらんに閉まったという不思議さですね、扉は誰も閉めてないわけでしょう。しかし、それは閉まっているわけですよ、現実的に。そしたらそれを閉めた人がいるはずでそれがいないということは、今までなかった誤作動が起こってるという解釈ができるんじゃないですかね。そしたら誰かが運転手さんにしてもその職員の人達にしても閉まっているというのは、現実に見たんだから誰かが閉めてるかですよ。だからそこら辺をはっきりしないと、そういう誰が払うのか誰がするのかというのは、判断の基準というのはいないじゃないですか。どうなっているんですかね、そこら辺とりあえずお尋ねします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど施設課長の方から半々ということですが、JFEからすれば、そのセンサー製造メーカーのトラブルは考えられないということが一つございます。その場に人が居たのかということは、運転手のお話でも誰も居なかったということございまして、そういった中で協議をする中で、そしたら折半でというふうな話が出てきて、頭から軽々しく半々でということではなくしてかなり話をした結果、折半でというふうに提案があつてということ、私の方も確認をいたしております。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

折半でも全額負担でもいいんですけど、実際起こっている事実というのはあるんですから、だからやっぱりどうですかね、絶対、今までなかったというのがあつたんじゃないですかね、機械そのものの何かがあつたかも分らんですね。よう分らんけど、何かUFOのような話になってしまっているけど、これ以上言ってもあれでしょうけど、とにかく緊張感を持って原因を究明していただきたいと思います。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あのですね、先ほどからね、何かその保険会社とメーカーの話し合いでこのお金も保険から払われるんだというふうな説明があつているけどね。やはりそういう感覚はよくないと思うんですよ。保険から払うから、直接こっちの腹は痛まんからね、そう、その大した問題じゃないなんてね、そういう感覚だから私はよくないと思うんですよ。もしこれがね、あの扉が車に当たったりなんかして人身事故でも起きとってごらんなさい。大変なことなんですよ。あのでかい扉が。しかもこのセンサーが利かなくて手動の状態になってたんでしょう。メーカーが手動で事故は起きたことはないと言うけど、実際事故起きてるじゃないですか、そこんところをね、やはりきちんとね、きちんと自動で開け閉めするような本来のシステムになつてたのが、そうになつたために起きてるわけですから、今までの説明じゃ、明らかにこれはメーカーのね、きちんとそういったシステムを維持管理してなかつた、感度

が弱ってるのをそのまま放置しとった、ここんところの責任というのは、私はやはりね、はっきりさせるべきだというふうに思うんですよ。だから最初の保険から払われるからよろしいなんてそういう感覚と、あとのところのメーカーに対してね、やはりこれはきちんとね、そういう施設がそういうふうにしとった、そこんところの責任をはっきりさせて欲しいと思うんですけど。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほどもちょっと申し上げましたように簡単に、簡単な問題とは全然考えておりません。こちらもその問題が今、議員言われるような本当に転落防止の扉でございますので、そういったことにならないような対策というふうなことで考えて今まで協議をしてきております。内容につきましては先ほど申しますように私としても直接入ってないもんですから施設課の方に説明させていただきますけども、軽々しくは思っておりませんのでその点をご理解賜りたいと思います。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

今の問題でございます。ただ扉が閉まってきて6万円何かしらの損害だと、これは瑕疵担保は15年、性能保証は5年でしょう。やっぱりこれは由々しきことじゃないかなと、今、局長が言われたように人身事故、起こり得る場合じゃないんでしょうかね。例えば、この運転管理業務の中には、プラットホームは省くと書いてありますけども、やっぱりこのような大きな施設の中では大事故は起こる可能性はだいぶあるわけですよ。今、局長この施設の運転管理業務にあたってですよ、事故防止対策は取られておりますか。プラットホームを含めそれぞれの管理をする中にですよ、これは、車の損傷で幸いしたかもしれないけども重大事故が起こる可能性がいっぱい含んだ施設なんじゃないかと私は思っているところでございますけども、これを管理する事務局としてやっぱり作業にあたっては、やっぱり事故防止対策ということは大変大事なことじゃないかと思っておりますけど、どのような対策を取られておるかお尋ねをします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

事故防止が本当一番大きなプラットホーム内の管理することかなと思っております。そのためにまず車の車両誘導員というふうな方を常時配置をいたしまして、入って来る車両がバックで着けますのでそういった際の誘導とか、ストップとか、そういったものを十分やっております。以上です。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

少なか金額で幸だったかも知れませんが今後の問題としてですよ、運転管理業務をするJFEとしっかりとやっぱり今、言われたように緊張を持ってということでしたらしっかりとしていかなければ、同じ施設内で訴えた人と訴えられた人が居るわけですので、こういうのは本当に異常なことですので。どうか強い態度で臨んでいただきますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。他に無ければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第4号「損害賠償の額を定めることについて」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第5号「平成21年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第5号「平成21年度県央県南広域環境組合一般会計予算」をご説明いたします。

21年度は未曾有の厳しい社会環境下、構成4市においても厳しい予算編成を余儀なくされている中、組合といたしましても構成市の取り組みに遅れることがないように経費削減を基本に予算編成を行っております。このような状況でございますが、最大の課題である裁判については、訴訟に関する訴訟行為業務の委託料のほか、職員の配置換えによる裁判担当の専従化などを行い、裁判に向けた体制の充実を図っております。

また、21年度は施設に係る保証期間最終年度であることから、将来に向けた安定運転かつ適正管理を目的に専門機関への施設、性能の検証に係る経費を新規に計上いたしております。数年来の懸案事項である分担金制度についても、副市長会議などを継続してできる限り早い決着に向け着実に対応していくとともに、昨年発覚した公金横領事件の反省の下、再発防止、信頼回復のための事務改善は住民サービスの低下を来たさないことを前提に総力で取り組んで参る所存でございます。

それでは予算書によりご説明いたします。歳入・歳出予算の総額は、それぞれ31億7,315万9,000円でございます。昨年度と比較しますと2,067万8,000円の減でございますが、公債費の増6,689万1,000円を除いた増減では、約8,750万円の減でございます。減となりました主な理由は、燃料費LNGの使用量につきまして、現在の使用状況を踏まえ、対前年比約25%の減としたのが要因でございます。順次ご説明をいたします。

まず、5ページをお開きください。「歳入」でございます。1款 分担金及び負担金 24億円。2款 使用料及び手数料 1億7,400万1,000円。4款 財産収入 194万7,000円。5款 基金繰入金 3億4,013万円。6款 繰越金 2億4,193万4,000円。7款 諸収入1,514万7,000円となっております。

次に事項別明細でございますが、13ページをご覧ください。歳入 1款 1項1目 衛生費分担金でございます。昨年と同額24億円をお願いいたします。構成市ごとの内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。現行規約に基づくものでございます。

次に、14ページの2款1項1目 総務使用料でございます。組合所有財産の使用料として存目計上いたしております。15ページの2款2項1目

衛生手数料でございますが、廃棄物処理手数料として、20年度の状況から算出しまして、1億7,400万円を計上しております。16ページは4款1項1目 基金運用収入で194万7,000円を計上いたしております。また備考欄のとおり各基金の20年度末残高を記載しております。次の基金繰入金と関連して参りますが、財政調整基金の残高は、20年度の基金繰り入れに伴いまして、約5億6,800万円、また21年度末では約2億2,700万円と大幅減となる予定でございます。17ページは5款1項1目 基金繰入金です。財政調整基金からの繰入金で3億4,013万円といたしております。次の18ページは6款1項1目 繰越金 2億4,193万4,000円でございます。19ページは7款1項1目 現金及び歳計外預金利子で、100万円を計上いたしております。最後に、20ページでございますが、7款2項1目 雑入で1,414万7,000円となっております。大部分が余熱利用施設の水道代で、水道代として同額を歳出でも計上いたしております。その他、雑入として、再資源化物の売払い収入を見込んでおります。

続きまして「歳出」に参ります。6ページにお戻りください。1款 議会費 261万1,000円。2款 総務費 8,015万5,000円。3款 衛生費 17億659万6,000円。4款 公債費 13億7,379万7,000円。最後に予備費で1,000万円でございます。詳細につきましては、23ページからの事項別明細によりご説明いたします。

まず、1款1項1目 議会費でございます。今年度予算261万1,000円で前年度と比べ74万5,000円の増額となっておりますが、これは業務効率化を図るため、新たに会議録の調製業務の委託を追加、また、議会運営委員会開催の回数を増やして見込み計上したことが主な要因でございます。次に24ページをご覧ください。

2款1項1目 一般管理費でございます。ここでは、主に組合の管理運営に係る経費、また総務部門の人件費を計上いたしております。今年度7,780万6,000円で、前年度7,281万1,000円に対して499万5,000円の増となっておりますが、これは昨年9月末、組合が長崎地裁への訴状提出から開始された訴訟に関する「訴訟行為業務の委託料」を計上していることが主な要因でございます。

次に27ページをご覧ください。2款1項2目 財政管理費は基金の預金利子で、合計194万7,000円をそれぞれの基金に積み立てるために計上しておりますが、前年度と比較しますと268万1,000円の減となっております。これは先ほども触れましたが、財政調整基金を20年度で約4億6,000万円繰り入れすることによる基金自体の減、また利率も低下し

ていることによるものでございます。28ページ 2款2項1目の監査委員費は、今年度40万2,000円でございます。これは、毎月実施の例月監査、監査委員2名の方の報酬、旅費が主な支出でございます。次に29ページをご覧ください。以降が3款「衛生費」でございますが、これが組合予算の中心となる費目でございます。

まず、クリーンセンター費でございます。本施設の運営・運転に係る経費を計上いたしておりますが、前年度当初予算14億9,688万5,000円、21年度予算14億2,731万2,000円で6,957万3,000円の減額となります。減額の大きな要因は、燃料費、LNG代の減でございます。先ほど申し上げましたとおり、現時点での使用料の状況から3,900トンの使用見込みで計上させていただいております。節ごとの内容でございます。まず、人件費ですが、組合職員のうち昨年10月から本体事務量の増を考慮いたしまして、中継施設から1名の本体への異動を行ったことにより、19名分の給料・手当などの計上となっております。次に30ページをご覧ください。11節 需用費に6億1,187万4,000円を計上いたしております。内訳は、各経費のとおりでございます。燃料費は大幅な減ができております。ただし、光熱水費、電気代が主でございますが、これにつきましては、現在の状況を見ますと、2炉運転を継続しております関係から、自家発電で補いきれない状況で、なかなか使用量の減が見込めないところでございまして、単価増の影響もあり増額の計上をさせていただいておりますが、当然JFEに対しては、今後とも経費節減について強く求めて行く所存でございます。次に13節 委託料といたしまして、今回新たに、作業環境ダイオキシン類濃度測定業務及び5年経過検査業務を実施する必要が生じたので追加をいたしております。次のページ19節の負担金、補助及び交付金では、外郭団体負担金として1,009万2,000円を計上しておりますが、うち1,000万円は、諫早市から無料で提供されている施設用水について、市の用水処理施設の維持管理経費が年間約4,500万円以上必要となっておりますので、「協定」を結び、その一部負担として計上をいたしているところでございます。

次に32ページ、3款1項2目 リレーセンター費でございます。東部及び西部2箇所の中継施設でのごみ処理経費、本体までのごみ搬送経費、また中継施設職員3名と中継嘱託職員10名の人件費をここで計上しているものですが、今年度2億6,461万9,000円で、対前年度比は、1,896万4,000円の減となっております。減の主な要因は、一般廃棄物搬送業務の約1,860万円の減額によるものでございます。続きまして34ページをご覧ください。

3目の余熱利用施設費ですが、今年度1,466万5,000円を計上いたしております。対前年比は、208万6,000円の減、これは歳入の雑入のところでも触れましたが、主に施設の水道代でございまして、20年度の実績から、減額の計上としております。この費目の大部分はこの水道代で、需用費・光熱水費に1,354万7,000円を計上いたしております。次に35ページをご覧ください。

4款1項1目 公債費 元金でございしますが、11億9,793万5,000円で対前年度比8,249万円の増でございまして。これはこれまで借入れた起債のうち、17年度債が新たに償還開始となるためでございまして。今後22年度以降に新たに償還が始まるものはございしません。次に36ページをご覧ください。同2目の公債費 利子でございしますが、1億7,586万2,000円でございまして。以上、起債の元金、利子の合計は13億7,379万7,000円でございまして。今後もしばらくは償還金の合計が毎年13億5,000万円前後となっております。

最後に37ページは、5款1項1目 予備費で、昨年と同額1,000万円を計上いたしております。

このほか、38ページには「21年度分担金明細書」、39ページから「給与費明細書」、46ページには「債務負担行為に関する調書」、最終47ページには「地方債に関する調書」を添付いたしております。以上よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第5号「平成21年度県央県南広域環境組合一般会計予算」に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。まず、歳入に対する質疑に入ります。ございせんか。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

これは、一般質問でもあつておったわけでもございましてけども、分担金の問題でございまして。平成11年にこの議会が発足されたと思っております。平成11年だったのですかね、2市15町平成17年には、ずっと合併を重ねていって、今、4市だということで、それぞれに分母が4となつてきておるわけではございまして。色々と管理者、副管理者それぞれ交代がありまして、分担金の見直しがするべきだと了解のもと、全然進んでないと、全然ではありま

せんけど、決着がついてないということでございます。事務局の方々も大変苦勞されていると思いますけども、21年度内に決着をするという答弁もあったわけですが、今の協議事項のあれは、どのくらい進んだのでしょうか、お互いの了解をとるだけまできてるのか、それぞれの言い分が違うのか、その協議事項の内容をお知らせしていただきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

現在の状況でございますけども、先ほど管理者から答弁されました通り、まだ4市が、全ての市が納得了解できるようなところまでは、至っておりませんけどもなるだけ、これまでもずっと続けてきておりますけれどもさらに副市長さんともご協力いただきながらなるだけ早く決着できればというふうには思っているところでございます。ご了解賜りますようお願いいたします。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

私は、8月の定例議会でも要望ということで、管理者と、副管理者3人の方にもうどうでしょう、それぞれの市で難問を片付けてこられている市長から4人、寄って知恵を出し合って決着をつけたらどうですかという提案をしたわけでございます。もう業務を始めて平成17年からしてもう3年が過ぎて、もう4年目に入ったわけですね、入ろうとしとるわけです。4月からはこういう時にこそ、もう期限をつけてせめて次の8月の定例議会までには、やっぱり、決着をつけるという方針を出してやっていかなければ、そら下がるところもあるでしょう、若干上がる場所もあるでしょう、これはしかし、やっぱりお互い譲るところは譲るという了解もできてるということでございますので、そのところは、どうでしょう31億7,315万9,000円の中の約75.64%4分の3はこの分担金にかかっているわけですね、やっぱりお互いが分担金を決着してお互いの市がごみの減量化を図ろうと、施設の経費節減を図ろうという姿勢を一本化するべきだと思っておりますけど、管理者としていかがでしょうか、もうたびたび言われて頭が痛いと思いますが、このところである程度の折り合いをつけて新年度は新しく出発するんだと、また財政調整基金を取り崩してこれで暫定的な処理をするんだと

いうのは、もうおかしい話じゃないかと思っておりますので、いかがでしょうか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

今、ご質問ありましたように、これまでずっと精力的にですね、話を進めて参りました。問題は11年の4月にこの組合が発足いたしまして、広域でごみ処理をしようということで、当時2市15町で構成したわけでございまして、その後4年前それぞれ合併をして参ったわけでございましてですね、今、4市ということでございまして、中でも南島原市は旧2町が入っているということでございます。そんなこともございまして、いずれにいたしましてもですね、そういった構成市の中で色々計算方式が相当ですね、十何通り作って検討した経過もございまして、おっしゃるように、もうこの辺でですね、何とか決着したらどうだろうかというふうに私も思っております。いずれにいたしましてもですね、21年度中にはですね、是非これはですね、お互いに増えるところもありますし、減るところもございまして。そんなことございまして、ある程度はその辺はですね、凌ぐところは、凌いで、お互いの全てのみんなの幸せのためということもございまして、そういったことでこれは、早くですね、決着をするように努力をしなければならないというふうに思っているところでございまして。どうぞよろしくご理解の程、お願いいたします。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

苦しい答弁だったなと思っております。吉次市長も勇退されるということでございまして、発足時からの副管理者が管理者がいなくなるわけですね、世代交代という話も出ておりましたけど、新しい首長さん達が管理者、副管理者になって本当に、ここいらで決着をつけてと、また今度8月には決算があるわけですね、決算があった場合、また財政調整基金で返還するからと4期分をそのままするのかと、これもまた大きな問題になってくるわけでございまして、財政調整基金が2億円ぐらいになったと、なるということでございまして、その点は、お互いが理解をしながらですよ、進めていかなければ

ればならないと思います。21年度中じゃなくて8月までには決着をつけましょうという形で、もう一緒にご飯を食べられたと思います。お茶も飲まれたと思います。話は出て来なかったわけでしょうか、もうぼちぼちせんぎな、おかしかっじゃなかるかと、形ですすね、積極的に進めていただければなと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

お互いにですすね、私どもは管理者、副管理者はですすね、心は通じているわけでごさいます、ただ、やっぱり持ち帰った時に色んなこともごさいますんで、その辺がですすね、色んな懸念もありますでしょうし、しかし、それはですすね、やっぱり大きな観点からですすね、ある一定の方向にですすね、持っていかなければならないということでごさいますんで、おっしゃるように早ければ、決算のですすね、審査までにできればいいかなと思っておりますが、そういうことを私は希望いたしたいというふうに思っております。以上でごさいます。

○議長（中村敏治君）

歳入について他に。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

16ページには、要するに財産収入として積立金があるわけですがね、今の説明のように20年度は5億6,808万4,588円残つとると、財政調整基金の繰入金3億4,013万円あると、後残金2億いくらかしかないと、おそらく8月の決算の時には、5,000万円ぐらいですすね、財政調整基金としてなされると、もう決定しとるわけですすね、20年、21年は、南島原市に対して5,086万円ですか、使うと、あと1億何千万円くらいしかないんですが、来年のことはいらんことかも分かりませんが、財政調整基金がもう底を付いてきたということになるわけですすね、底をついたらどうするんですか、21年度の予算を審議しとるわけですが、22年には、財政調整基金というのは、1億何千万円使こうてしまうわけですすね、確かに、積立金として20年度は170万4,000円ですすよ、取り崩すときは、3

億4,000万円がばっと取り崩すわけですよ、また、利息もどんどん減るわけですよ、先の見通しどういう具合に私は考えたらいいか、ちょっと説明してください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

おっしゃるように、来年21年度の基金をそのまま取り崩しますと2億ちょっとというふうなことになって参りまして、今後、軽減の問題を併せますと大体数字的には1億台になってしまうということになります。当然、お金がなくなるどうするかという話になりまして、先ほど論議していただいていますように歳入というのは、大半が各市構成4市の負担金というふうことになっておりますので、そういった実態を踏まえながらやはり経費削減をしながらでしか4市のご理解いただけない。また、その手前に管理者が申しいただきました、やはりまずは、負担金制度、分担金制度の決着をしたうえできちんとお願いすべきはお願いし、組合としても経費の削減をしながら少しでも皆様方の負担が減るように増えることがないように手立てをとっていきたいというふうに考えております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

私は、去年は、この席で副管理者の皆さん方の目の前で言ったですたいね、妥協してください、諫早ではまた、2月20日から予算の議会があるわけですが、諫早は諫早で負担すべきは負担するて予算を出したんですよ、けど他の市が納得せんからあえて減額のね、不執行の状況を作っとるわけですね、ですから、諫早はごみの量も多く出すし、人口も多いしそれなりに負担をしようとしとるわけです。また、議会もそういう具合に納得しとるんですよ、だから、雲仙市の市長さんも南島原市は安くなっけん、どうぞどうぞちゅうことかもしれませんが、島原市も少し増えるんですかね、ですからそこら辺は、諫早ももう予算を今、組んでどうしようかとなるわけですが、減額の予算を、いや違う増額の予算を出したあとにですよ、実は纏まらなかったんですよちゅうのは、もう2度とあってほしくないんですね、諫早市とすれば、みっともない話ですよ、皆さん方がしっかりしてもらわないとどう

ちやならんとじゃなかですか。また諫早市がまた、予算を組んで減額で執行していいようなことになるんですか、副管理者の方々には答弁をせんでもよかちゅう具合になっとつとですかね、どがんですかね、管理者だけが答えばいかんとですか、そこら辺いかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私が、それぞれ代表でございますので私の方から答弁させていただきますけれども、それぞれの市もですね、色々と努力をしていただいているわけでございますんで、いずれにいたしましてもですね、その辺はよく協議をしながらですね、一定の方向に決着するように、努力をして参りたいとそのよう考えておるところでございますので、よろしくご理解の程、お願いいたします。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

もう2回目ですもんね、今度3回目で、ずっと決着ならない、けども諫早の市長も今度新しい市長に変わられるわけですね、ですから副管理者と新しい市長が誕生されたあと、あなた達の責任ですよ、副管理者の責任ですよ、諫早市長が新人が出てくれば何も分からんはずですからね、事務局がいくらしっかりしとっても、各市の合意が得られなければ今まで通りでですね、あえて減額せんごと22年度からせんばできんですたい75.何%じゃなくて、3億何千万円のそのいわゆる財調がのうなればですよ、ごみを出すとはしょんなかですたい全部負担させてもらわんば4分の1、4分の1でずっと続かざる得んわけですよ、かといって諫早市がごつとい譲る必要はなかとですたいと私は思いますよ、ということでね、負担すべきは負担すると諫早市も今度はですね、減額のどうのこうのでなくて今まで通りやんなさいと私はあえてこん次の議会で言うつもりですから、もう8月の決算もうすぐですもんね。議長もたぶん変わられるでしょう、みんな変わるかもしれません、新しい議会の中でね、新しい論議をね、しっかりとしてもらいたいということですから、市長も立つ鳥跡を濁さずじゃなかばってん、何んじゃろ残るような感じですね、しかし辞めるということですから、辞めてもらわんばでけんですもんね、今さら出るということはないでしょうから、そこら辺はですね、きち

っと、あとの事務局にも鋭意努力をなさいと残り4月9日まで、ほんの短い間でもんね、鋭意努力をしていただきますようにね、お願いをしときます。

○5番（石場照喜君）

議長。

○議長（中村敏治君）

石場議員。

○5番（石場照喜君）

16ページのところで、お尋ねをしますが、今、牟田議員からも基金の残高ということでお聞きされているんですが、私はですね、用地取得基金これが大体8,000万円近くあるわけですが、聞きますとまだ買収がですね、未買収があるという話も聞くし、ですので当初計画された面積のね、何%が、買収できてないのかお知らせいただければと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

計画面積ですけども、約9万3,000㎡が計画面積となっておりまして、購入できているのが8万2,000㎡、ですから90%近く取得できている状況でございます。以上です。

○5番（石場照喜君）

議長。

○議長（中村敏治君）

石場議員。

○5番（石場照喜君）

それは、必ず必要な土地なのか、もう買収をしなくていいものなのか、その辺はどんなですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

施設自体できあがってますので、絶対必要かといえ、そうでないところはあろうかと思えます。しかしながら、虫食い状態でございまして管理上の問題等もございまして、できましたらご相談をお願いできればしたいという

ふうにご考慮しております。

○5番（石場照喜君）

議長。

○議長（中村敏治君）

石場議員。

○5番（石場照喜君）

できるならばご相談をしたいということなんですが、どうなんですか、今までの経過からいとなぜ、ずっとやって来られたと思うんですけど、なぜできなかったんですか、それを教えていただけませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

基本的には、この施設の計画当時に発足いたしております、団体等がございまして、話を聞きますと、当時反対に属された方に対して用地交渉の窓口が閉ざされておったという話を聞いております。

○副管理者（松島世佳君）

議長。誤解を招いたらいけませんので。

○議長（中村敏治君）

副管理者。

○副管理者（松島世佳君）

先ほど、6番議員さんの方からですね、負担割合の件で、ご質問がありまして、私の南島原市のことで、誤解を受けたらいけませんので、あえてお話をしときたいと思っております。南島原市は、どうぞどうぞやってくださいという表現をなさいましたけども、決してそうじゃございませぬ、私は、5,000万円カットしていただいた5,000万円強でございますね、しかしそれでも本当に不服でございます、正直言いまして、渋々止む無しということで、その数字に私は、合意が整うのであれば譲りに譲ってそうしたんだというスタンスでおりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。厳密にもっと本当に平等にということであればですね、数字はもっともっと上がって参ります。しかし、あえて皆さん方が苦勞して苦勞して十何案十数案ですか、なさった、その数字というのが実は1億5,000万円なんですよ、5,000万円ダウンのやつなんですよ、それでも私としては、南島原市としては、とてもじゃない、しかし、皆さん方そこまで努力なさって妥協なされてきてるからであれば私どもも止む得ないということでその数字が出てきたことだけ

はご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（中村敏治君）

歳入についてありますか。

○7番（木村和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和昭君）

16ページと17ページの基金のことでね、今、何名の方々からか、お尋ねもありましたけども、本当に私もそう思うんですよ、この間ね、多分18年度末には、財政調整基金の残高は10億円を越してたと思うんです、これがあれでしょう、昨年はこの取り崩しが、4億1,000万円、今年度が3億4,000万円、結局、今年度の末には、2億2,000万円というふうにほとんどもう底をつく状態になるわけですね、それでですね、色々指摘もされましたけどもね、是非このこと言っておきたいのはね、今度、裁判で、約20億円損害賠償3年間分請求しましてよね、基本的にはね、このお金は、本来組合が出すべき金じゃなかったとメーカーが出すべきお金だったんだということで争うわけなんですね、3年間で約20億円もですよ、本来これがきちんと最初からメーカーに出していただいていたなら、基金だってね、こんな状態になるわけなかったんですよ。だからその辺ではね、やはり管理者としても、その辺の自覚はね、きちっと持って欲しいと思うんですよ。やはり当初からメーカーに出すべきことを出させておくということをやっておれば、そのことができておれば基金だってもっとそんな2億円そこらみたいだね、底を付く状態を作らずによかったんだというその辺の自覚はね、是非、私はきちんとこの際持っていただきたいというふうに思いますので、一言管理者のね、感想なり、その辺でのお考えを聞かせていただきたい。それからもう一つですけどね、雑入がありますね、これは、20ページ1,414万7,000円ということで、ひとくくりになっていますけど、この中にはね、色々な副産物の販売の収入であるとか、電力の販売収入があるとか、何項目かずっとあるんです。その項目ごとにどういう見積を立てておられるのか、お聞かせください。特にね、決算の時もね、私、申し上げましたけどね、副産物の収入なんて、60万円ぐらいの収入を上げるのに、2,000万円近くの間費を掛けるというような実態ですからね。もう少しこの雑入の項目ごとのどういう予算を見込んでおられるのか、お聞かせください。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

当然そういうことですね、今回の裁判で、その辺をですね、きちんとしなければなりませんので、基金が1億円何がし、2億いくらですね、この予算でいきますと2億いくらぐらい、減ってきたということでございますので、その辺はですね、裁判をきちっとして、そして、できるだけこの基金を増やす。やはりまた負担金の問題もございますので、そういったものは、私ども認識を持ちながら、今後とも進めて取り組んで参りたいと考えているところでございます。以上です。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

雑入の内訳ということでございますが、大半が余熱利用施設からの水道代でございまして、1日132m³を見込みまして、トン単価の270円をかけまして、1,354万7,000円ということでございます。それと副産物の収入が一応60万円ということでございます。

○議長（中村敏治君）

よございますか。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

決算の中ではね、この雑入はね、余剰電力の販売量これは、昨年度ですけどね、これが23万1,665円、それから副産物の販売量68万2,294円これは、今年の予算の60万円とね、ほぼ同じ額の決算ですけど。他にその自動販売機の電気代であるとか、今いう水のね、余熱利用施設の1,200万円、これが一番大きいですけど、他に色々ダンボールの販売料とか、雇用保険だったて、20何万円になっていますね、雇用保険のね。こういった関係決算では、こういうふうになっているのに何で予算ではね。わずか二つだけの項目にしか予算にしてないんですか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

おっしゃるように決算の方ではですね、他にもいわゆる雑入というようなことで名目を表に表示ができないような細かい内容ということで、こちらの雑入に入ることとなります。おっしゃるようにそれ以外の分もございますけれども、確定してですね、金額として計上できませんでしたので、項目として予算としては、計上してないところでございます。特に売電収入ですね、電気につきましては、今、2炉運転をずっと続けている状況がございますので、ちょっと見込みがないということで0ということで、予算上は見込んでおるところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私もね、電力の売電とか見込みがどうなのかなというのが、ちょっと気になったものだから尋ねてるんです。昨年度決算では、売電が23万1,000円ありましたよね。しかし、今年は、それほど発電は期待できないということで予算には計上できないというふうに理解しとって良いですか。

○施設課長（坂本昌晴君）

はい、施設課長です。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

実際に20年の6月以降があっておりませんので、一応0ということで。

○議長（中村敏治君）

歳入について、他にございませぬか。無ければ次に歳出に対する質疑に入ります。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

歳出の30ページです。委託料の関係でございます。ここにいくつかの建設委託料並びに事務的委託料と書いてありますけれども、それぞれに項目がい

っばい上げられております。新たに5年経過検査業務、それにその上の作業環境ダイオキシン類、これ新たに入ったということでございますけども、それぞれの業務の金額を重ねて4億1,456万円になったと思いますけども、それぞれの例えば副産物の再資源化管理業務とか、その数字を示していただきたいと思っております。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

作業環境ダイオキシン類濃度測定業務ですね、こちらの方が約730万円程度を見込んでおります。それから、その次5年経過検査業務ですけども、1,460万円程度を見込んでおるところでございます。

（発言するものあり）

全般的に、はい。運転監理業務ですね、こちらの方が3億3,100万円程度ですね、それから定例分析業務1,500万円程度、そして、副産物再資源化管理業務1,800万円程度、性能検査前自主点検整備業務が1,600万円程度、エレベーター保守点検業務が250万円程度、消防用設備点検業務が320万円程度、電気設備点検業務が70万から80万円程度です。それから運転監理業務が400万円程度です。そのあと今、二つ言いましたけど、繰り返しますが、作業環境ダイオキシン類につきましては、730万円程度ですね、それから5年経過につきましては、1,460万円程度、そして、自動扉開閉装置につきましては、30万円程度、除草業務につきましては、90万円程度を見込んでるところでございます。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

それぞれに業務別委託料並びに点検業務委託料を示していただいたわけでございますけども、今、木村議員からありましたように副産物の再資源化、これ60万円の売上げを見込んで、去年は1,552万2,000円、その300万円程度高くなっておりますですね、60万円を売るのに1,800万円、これもやっぱり業務委託だろうと思っておりますけども、お互いがやっぱり説明できるような状態じゃないなど、距離的にも処理施設もそれぞれ制限があると思っております。それにメタルなんか、どこに運んでどのような経費が掛か

っているのか、説明をしていただきたいと思いますし、それから運転管理業務3億3,100万円掛かっているということでございますけども、先ほど昼貰ったあれは3年間で9億251万2,800円が業務委託でございますけども、1年で3億3,100万円、掛かれば9億円は完全に超えてしまうんじゃないかなと思っておるところでございます。それも重ねてお尋ねしたいと思います。それと21年度の運転管理業務と点検整備補修業務のそれぞれの合計をお知らせしていただきたいと思います。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

運転管理業務のことでお答えさせていただきます。確かに私ども予算ということで組んでおります。通常運転ということでですね、今日お話に出ました契約書を結んでいるところでございます。非常にこの取扱いについては、弁護士とも協議をしているんですけども、変更後の覚書、当初の覚書から入っているんですけども、色んな事情の変更に応じて20%の変更が有り得るということがございますので、その辺を加味した中で予算としては、ちょっと枠を契約書通りの金額を少し超えたものとして予算をお願いしているところでございます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

点検整備補修業務もですね、予算的にはこういう上げ方をしておりますが、やはり覚書の方で2割増しの項がありますので、予算的にはその分が増えて実際の契約額は、もっと低い金額になっております。副産物の搬送先でございますが、金属水酸化物が福岡県でございます。それと工業塩が岡山県ですね、硫黄が和歌山県でございます。それからメタルについては、まだ、出しておりません。一応、搬送先の予定は岡山県の方に予定をしているみたいで、す。あとスラグは、県内ということでございます。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

それぞれに答弁ありがとうございました。運転管理業務とか、点検整備補修業務が極端に高くなったり、平成19年度は、6億2,000万円、その前は5億500何万円と、だいぶ上下しているわけですね、そういう時は、どうかたちで上下するのかと思っております。それとですね、ここに定例分析業務ということで載っかりますけども、1,500万円ですね、これはやっぱり色んな分析をされると思います。このJFEの方が、例えばごみ質の問題、JFEが測定したならば1キロあたりのカロリーが2,000キロカロリー以下だと、こっちがぴしゃっとした公的な機関に分析してもらったら、2,000キロカロリー以上だと、この違いは、どのようなかたちでとれば良いんでしょうかね。それから、松本議員からあったようにピットの中に3,000トンも水を入れた中には、ごみの質が下がるとは当たり前だし、ごみを減らそう減らそうと努力しとる中に3,000トンも水を入れたならば、大変な業務、これは裁判の方にだいぶ関わってくるんじゃないかなと思っております。とにかく、その分析業務がですよ、会社側の分析の結果と、この組合の方が公的機関に出した分析の結果が違うということは、どのように捉えたら良いんでしょうか。そこをしっかりと明かすべきじゃないかと思っております。それと副産物の問題でございます。これはおそらく運送賃がこんくらい掛かるとかなということでございますけども、運送賃以外まだ掛かるわけですか、例えば、処理料は掛からないわけですかね。ちょっと答弁願います。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

まず、副産物の方からいきますけども、これは運送料のみでございます。それからごみカロリーの計測がどうして違うのかということなんですが、組合の方は、厚生省通達に基づいた方法で分析を行なっておりますが、結局、JFEが行なっている分析はですね、例えば、炉の操業をするにあたってですね、異常燃焼の防止とか、ガスエンジンの出力を設定する、一応24時間連続で測定をしますんで、炉の操業の参考といいますか、そういった観点でずっとしているということでございまして、公にごみ質といった場合には、やはり組合が行なっているごみ質検査の方かなということでおります。

○議長（中村敏治君）

他に。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

お尋ねします。30ページです。先ほど馬渡議員が言われたところを私も尋ねたかったわけですが、ダイオキシン類濃度測定業務委託料730万円ですかね、これ上がってるわけですが、ダイオキシンは、おそらく0ということに等しいような数値が出てると聞いておりましたけれども、未だに変わらないのかどうか、それが一点。もう一点は、昨年度でしたかね、落雷のために停電して、それが蒸気タービンか何かに支障をきたしたという説明があったかのように思いますけれども、その対策はなされているのかどうか。この項目では全然ありませんので、その二点説明願います。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

この作業環境ダイオキシン類濃度測定業務といいますのは、労働安全法の施行規則でですね、工場の中ですね、人が作業をする場所において年に6カ月に1回ずつ検査をなさうということでございます。そういうことで今回初めて予算に上げさせていただいております。通常行なっておりますダイオキシンにつきましては、今、年1回行なっております、基準値を大きく下回る結果がずっと出ております。

（発言する者あり）

落雷の件はですね、非常用発電機が故障したということございまして、ガスエンジンとか、そういうことじゃなくて非常用発電機ですので、それは平成18年度でございます。それはもう修理は済んでおります。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

非常用の発電機にしてでもですよ。その対策は、修理じゃなくて、その対策はとられているのか、よう私の質問を理解してくださいね。その対策はとれてるのか、そんなら落雷防止を講じているのか、聞きたいんですよ。修理

が済んだかどうかじゃない、分かりますかね。それともう一つ、3回しか言えんでしょう、議長。6カ月に1回ダイオキシンの測定をするか、どうかですね、工場内のですね、これは今回義務付けになされてということで理解して良いのかどうか。また、二点をお願いします。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

非常用発電機はですね、落雷が直接落ちたわけではなくて、工場内に落ちたわけではなくて、近所といいますか、よそに落ちてそれによって停電がして非常用発電機が作動はしたんですけども、うまく作動しなかったということでございます。

（発言する者あり）

ですから、直接工場に落雷があったのではなくて、停電をしたために操業が止まったということでございます。それから作業ダイオキシン類の測定についてはですね、実を申しますと操業当初からしておく必要があったということでございますが、他の施設をみて、これはしとかんばいかんということでありましたので、今回予算化させていただいたところでございます。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

そしたら、今年でも落雷があつたらそういうことが、事故が発生することも想定しとっていいわけですね。そしたら、前回18年度ですかね、あつたそのような落雷があつたら、またそういうことが発生する懸念がはらんどるということではないですかね。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

非常用発電機に関しては、現在、問題ないと思っております。

（発言する者あり）

停電でございます。それは定期的にテストはしておりますので、順調に動

いているところでございます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

いくつかおたずねをいたします。25ページのですね、委託料13節956万7,000円ということで、ずっと項目があつて1番最後の所に訴訟行為業務ということになってはいますが、これ金額がどうなっているのかですね、この今度の予算で計上されているこの項目、金額と昨年補正でしましたよね、弁護士のね、あの予算との関係がどういう関係になるのかですね、その辺ちょっと説明をしてください。それから30ページのですね、これも13節の委託料の下から2行目の自動扉開閉装置保守点検業務ということになってはいますが、これ金額いくらなのかとそれと先ほど議案で出てましたね、損害賠償のですね、それとの関係が何か関係があるのかなのか、その辺を説明してください。それから32ページ。

○議長（中村敏治君）

ちょっと待ってください。傍聴席の皆さん静かにお願いします。

○7番（木村和俊君）

32ページのリレーセンター費で前年度より1,896万4,000円安くなつてはいます。先ほどの説明では、搬送料の委託料が1,700万円ほど安くなったという説明だったと思うんですが、この搬送業務の委託の仕方、その入札でやっておられるのか、随契でやっておられるのか、その辺、そして、今年度こっだけ1,800万円減額したこととの関係、入札の結果なのかどうか、その辺説明をしてください。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

歳出25ページ委託料の訴訟関係でございます。訴訟行為業務ということで予算をお願いしたいと思っておりますのは、約480万円程度をお願いしたいと思っております。この中身につきましてはですね、来年度21年度の弁護士の活動の経費というようなこととなります。昨年の8月、訴えの提起

と併せて補正予算をお願いしたところでございます。その際につきまして訴訟関係の経費は、760万円程度の費用をお願いしたところでございます。そのうち現在の執行は、700万円程度執行しているところでございます。大きな半分程度につきましては、訴訟の印紙といいますか、裁判所の方に訴訟の経費ということで、納付すべきもの498万円が主になってきております。あと210万円につきましては、着手金ということで弁護士の方々に支払っているものでございます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

30ページの自動扉開閉装置保守点検業務でございますが、これは約30万円程度でございまして、事務所に入る時の自動扉とですね、プラットホームに出入りする時の自動ドアですね、あそこの2箇所の保守点検でございます。それと搬送業務がどうしてこんなに落ちたのかという話ですけども、去年の7月から入札によりまして、業者が変わっております。それによって金額が落ちているということでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

いくつか分かりました。弁護士、訴訟の委託料ですね、去年の補正でしたのが760万円、それで21年度予定しているのが、480万円、合わせるとどれくらいになるのかな、1,200万円くらいかね、印紙代その他もこの中に入っていると思うんですがね、ちょっと事務的なことをお尋ねしますけどもね、どうなんですか、この裁判はね、年度をまたがるですよ、20年度、21年度ね、当然、その弁護士との契約は、20年度にされてるんですけども、そうしたやっぱり年度をまたがって弁護士に頼んだんだから、その費用を出す義務が、こちらあるんですよ。そうしたことをする場合には、通常ですよ、年度をまたがってこちら側が負担をする責任があるという場合には、予算書でね、債務負担行為ということで議決をしておく必要があるんじゃないかというふうに思いますけど。その辺は、どういうふうに理解したらいいのかな、ちょっとその辺を聞かせてください。これはね、当然、裁判は続くわけですから、現にもう続いているわけですよ。契約したのは、20年

に契約したんですよ。それに基づいてこういうふうに予算を計上せんといかん義務が起きてるんですよ、組合には。そういう場合は、通常はね、やはり債務負担としてこれは予算にきちんと議決をしておくというのが、私は手続だろうというふうに思いますけど、その辺はどうなのかお答えください。それから搬入の業務のね、1,700万円減額でこれは良いんですよ。やはりね、これまでのこの委託が同じように入札でやられていたのか、それとも随契でやられていたのか、その辺ちょっと参考までにお聞かせください。入札をした結果こんだけの減額になったということだと思っただけなんですけどね。それ以前のが随契だったのかどうか、その辺ちょっと。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

当初の契約も入札によって行なっております。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

訴訟費用の債務負担行為ですけども、まだ期間も未定でございまして、額も確定ができませんので、債務負担行為にちょっと馴染まないんじゃないかと考えているところでございます。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩をいたします。

（午後4時 7分 休憩）

（午後4時15分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

27ページ、先ほどもあってたけど、用地取得の積立金23万8,000円、先ほどの事務局長の話では、必ずしもその買収予定地を全部購入しなく

でも今のところやっていけると、しかし、虫食い状態だからということで、この基金のところで、説明をされましたよね。お尋ねしますけどね、このクリーンセンターを造る時に、県は、長崎県下の広域化計画を立てましたね、7つのブロックかに分けてね、そして、その中の一つとして、これも位置付けられて今日まできてるんです。しかし、この広域計画のとりあえずは30年までですね、しかし、それ以降については、大村市も含めた地域に拡大するというのが、今の県の広域計画これまだ生きてると思うんです。それに関連してね、大村も含めてする場合は、この施設を拡張すると、450トンにするという話もあってたようですけれども、今の、先ほどの局長の話では、もう用地を取得せんでもよろしいというような説明だったもんだからね、大村市も入れた次の30年度以降の計画は、これはもう消えたというふうに理解していいんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、県の方の計画が見直し作業をされておまして、最終的見直し計画自体が示されたところではございません。ただ私は今、現時点での考え方を申し上げておまして、現在のこの施設の状態であれば、虫食い状態ではございますけれども、施設の稼働はできておりますので、現時点ですね。今後、仮に例えば、大村市の問題とか、南島原市の旧6町に分あたりが出てくればどうするかというのは、改めて協議することになりますので、現処理体制においては、少なくとも用地を改めて、こういった状態は一刻も早く解消したいと思っておりますけれども、動向を見ながらというところでございます。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

5時になりましたら、会議時間を延長いたします。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

30ページのですね、5年経過検査業務について1,460万円程度ということですが、これはどういう目的でどういう項目をどこがその業務をやるのか、また5年ということですから、ちょうど性能保証と時期が同じ数字

なんですね、その関係があるのかどうなのか含めてですね、もう少し詳しく教えていただきたいというのが一点と、それからその上の方の副産物の再資源化管理業務ということで1,800万円、毎年これくらいの金額が掛かって運送費だというふうに言われてるんですけども、これは、もう少し効率的な見直す方法はないのか。例えば、資源が出れば毎日トラックを先ほどの話でしたら、岡山とか、向こうまで持って行きますよということなのか、あるいは、どこかに敷地内にストックして持って行っているのか、その辺も含めてですね。もう少し効率的な経費削減の方法はないのかですね、今のところこれしかありませんと言え、それまでですが、二点についてお伺いをしたいと思います。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

まず、5年経過検査業務でございますが、これは議員おっしゃいますように来年が5年目で保証期間が切れることとなります。ですからその前にですね、現在の施設の状況の検証と言いますか、そういうことをしていただいて改善点があるのかないのか、改善点があるとしたら改善をしてもらおうと、その業務をですね、日本環境衛生センターといいまして、財団法人でございますが、そこに委託をして一年間掛けて設計書の検証から施設に入ってから検査からしていただきまして、改善点があれば指摘してもらって、改善計画というふうな流れで施設全体をみてもらうということでございます。副産物につきましては、それぞれですね、10トン車、20トン車ということで、積めるだけの量が溜まった段階ですと出しておりますので、どこかにストックして置いてというのは、今のところメタルは出してありませんけども、ストックしてあるのはメタルだけです。あとは10トン車、20トン車、それぞれ溜まった状態になったら、搬送先へ持っていくというふうなことで出しておりますので、今のところ他の方法というのは、ちょっと考えられないのかなというふうに思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

まず、副産物ですけども、だとするならばどこか適当に売り先はないのか、

ないような話を以前受けておりますが、今もその状態は変わらないのかということですね。それから、5年経過検査業務ということですが、その中には例えば電気、もうちょっと2炉運転の中でどうにかならんのかだとか、あるいは、ガス代約4分の1削減ができていますということですが、これももっと近づけていくような方策はどうすれば良いのかと、当然そういうのも私、協議事項になるだろうという気がするのですが、その辺はどうなのか、それから環境なんかとおっしゃいましたね、相手先。

(発言する者あり)

日本環境衛生センター、それは財団法人と言われましたけども、この手の要するに業務のチェックですね、それはこれまで経験を有した所なのか、どうかというのがですね、よくネットなんかで調べてみましても、いわゆるコンサルということで、非常に企業寄りの所が多いと、それで問題になっているというふうな指摘もあっております。今、言われたところがある意味、裁判の係争中であり先ほど言いました電気代とか、ガス代というのが、係争事項ですよ。そういうところで中立的な見解を出すんでしようけれども、ここを選ばれた経緯ですね、例えば、おっしゃった所がこういう経験を今まで積んでるといふところも含めてですね、ちょっとご紹介いただけないでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

一点目の副産物でございますけども、とにかく近い所であれば当然、運送経費というのが安くなってきますので、私どもとすればとにかく近い所を探してくれというふうなことで協議をいたしております。その中で今の段階で先ほど場所を言いましたけども、そこが一番近いということで評価いたしております。二点目の5年経過検査業務に係ります、まず内容につきましては、色々ございますけども、とにかく計画条件、最初の設計あたりから全部引っ張り出しまして、処理能力の問題、公害防止ですね、ばいじん、ガスの関係、それとか、設備装置とか、用役費も本当にちゃんと、もともと、例えば設計とどうなってるか、そういったものも改めてごみ質の検査等もしながら、分析、調査して改善事項、指摘事項をするという流れになっております。ここを委託を予定いたしておりますのが、日本環境衛生センター、日環センターと申しまして、ここは財団法人でかなり多くのコンサル業務から、測定業務、また、具体的に言いますと精密機能検査機関として労働大臣の指定を受けて、

こういった分野におきまして、かなり技術的にも高い所でございます。実績あたりもちょっと調べてみてはるんですけども、日環センターは、九州西部支社でございまして、全国をいくつかのブロックに分けて、支社ごとに配置されておまして、その中で九州ブロックのこれまでのそういった検査に関わった件数ですけども、平成19年度で43件、し尿も含みますけども、ごみだけじゃなくして、平成18年度50件ぐらいの実績をしているというふうに聞いております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そうすると発注仕様書等との隔たりが、まず、その関係性も出てくるわけですけども、そうなるのですよ。当然、ある意味検査をしてみたら、非常にそういうものと比べれば不足している部分がある。もしくは技術的に未成熟な部分があるということが含まれるようなことも有り得るわけですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

そういったことも出てこようかとは思っております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

25ページの訴訟行為の業務、これ先ほど数字の説明があったんですけども、この将来性というのは非常に厳しいと思うんですけども、その見解を伺いたい。そして、30ページの運転管理業務ということで先ほど説明の中で3億3,100万円の経費を見込んであると、ところがこの中身については、4億8,000万円という年間契約が運転管理業務の中とそれから保守点検費が年間2億円ぐらいを予定してあったんですけども、それと色んな薬剤というものが入っておるのかおらんのか。そういう保守点検費というのは、どの項に出てきておるのかですね、これが年間3億3,100万円で収まっておれば良いんですけども、当初は、15年間で30億円ですか、というこ

とで一年間の維持補修費を覚書の数字からいきますとそういう金額であったんですけども、この3億3,100万円の内訳とそういう流れ方はどうなってるかと。それともう一つ、先ほどの質問の中で坂本課長さんが、ごみの質の検査のことにに関して、答弁されたのは多少おかしいんじゃないかというのがあります。というのは皆さん方は、年に4回検査をされておるということで、相手は、常時24時間を換算されているから、正確には向こうでしょうというふうなことだったんですけども、この契約書からいきますとこのごみの質の分析に関しては、年に4回行なう県央県南広域環境組合が出すデータを優先すると書いてあるんですよね、ですからあなたの答弁は、それに合致しないところがあるわけですから、その根拠は何から出しているのかということ。以上の説明をお願いします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、三点ご質問いただきましたけども、一点目、裁判の今後の状況でございます。それは柴田議員さんのお考えであって、我々はそのように思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

運転管理委託の予算のことですけれども、先ほども申しましたようにこの予算に上げている金額は覚書の中にあります2割増をみた金額を上げておりますので、実際に現在契約している額はこれよりも低い金額で、内容的にはですね、人件費と薬剤費、油脂費、あとガスエンジンの維持管理費ということで契約をしております。それと今、柴田議員がおっしゃいましたカロリーの取り方ですけども、私は組合が行なっているごみ質検査の方がということで逆の答弁をしたと思いますが。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

事務局長が答弁をされた方向性はそれぞれの感覚の違いでしょうと言われたんですけども、皆さんはこの裁判の将来というのは、僕も同じように皆んな心配をしているわけです。何の原因でそんなことを言っているのかということは、おそらく管理者として最後の立場だろうと思いますから、あえて聞くんですけども、この性能保証の覚書の変更によりますと、ここ聞いて下さい。4の1ページです。平成15年4月1日をもって前覚書の契約締結上の地位を川崎製鉄株式会社より承継していることから、本覚書の締結と同時に前覚書を本覚書に置き換えるものとし、ということに関して、管理者として署名をして印鑑を付いてあるわけなんです。そして、それがどういうことで変わったかということは、すでに覚書は抹消されて覚書の変更を優先しますよということなんです。それが一つあります。もう一つは、この応札条件ということが言われておりますけれども、その下の方であるのがですね、本覚書の規定が優先するものとし、以下の書類との間に矛盾、齟齬等がある場合は、号数の若いものの規定が優先するものとする、ですから全ての書類に関しては本覚書が優先しますと書いてあるんです。そして、その下の方に順序として工事請負契約書が1で実施設計図書と、入札指名業者への応札条件は号数でいけば7番なんです。そして、この覚書を締結した時点であなた達が頼りにしている前覚書は抹消されて、今の覚書の変更と刷り変わるとなるわけなんです。ですからこの将来は非常に厳しく判断せなければいかんということで聞くわけなんですけども、最後の質問になると思いますけれども、これを精査をされたかどうか分かりませんが、締結をし責任は私が取りますと言われた吉次管理者。この内容に関してどういうふうに理解されておりますか、責任の所在というのを考えておるということをおっしゃったけれども、そこについてのご意見を伺いたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほどから何度もお答えいたしておりますけども、変更後の覚書の内容が最初の応札条件等の内容の枠組を超えるものではないというのが、基本的には、我々の今回の裁判における姿勢でございますので、そのことでお答えさせていただきますと思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

管理者の答弁を聞きたいと思って、あえて聞きたいんですけどもお願いします。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

この裁判はですね、最初の、先ほど局長が申しあげましたように応札条件があるんですね。それに基づいて先ほども申しあげましたが、覚書とか、覚書の変更とか、やっぱり基本はですね、応札条件ですね。そして、我々は今、訴訟で戦っておりますのは、この応札条件と実際の経費ですね、非常に掛かったというんで、その辺はどうでしょうかということで裁判してるわけでございますんで、今後ともですね、この裁判につきましては、一生懸命、組合としてもですね、弁護士さんと一緒になって取り組んで参りたいと考えているところでございます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他に無ければ、これをもって質疑を終結し討論に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

21年度の一般会計予算に反対をいたします。二つ、一つはですね、歳入の31億7,315万9,000円、これまで質疑もありましたようにですね、このうちの約24億円、これは構成市の負担金なんですね、70%ちょっとになると思うんですけど、この歳入の中でですね、先ほどもずっと言いましたけど18年度末にはですね、10億円を超す基金があったんです。財調基金が、しかし、これを4億円、5億円ずっと取り崩して、今年度末には、2億円を切るかなという状況になってるんですね。片方、今、裁判になってますけどね、本来、組合が出す必要のない、メーカーが出すべき追加施設の負担金であるとか、そういったものの約3年間の分、約20億円、これを組

合が出してきたわけですね、私はね、やはり大きいところでそういったしわ寄せがね、財調の基金をずっと取り崩さんと収支が整わんという状況を私は作ってきてると思うんです。裁判の結果は、よく分かりませんがね、下手をするとそういうのが構成市の住民の負担に成らざるを得んという関係になってくるんです。ですからその辺ではね、管理者の責任というのは重いと思うんです。これまでの議会の中で何でメーカーが出すべきお金を組合が出さんといかんのかときちんとメーカーに出させなさいと繰り返し指摘されてきたにも関わらず、そういった指摘に際しては、221トンの約束をオーバーしてるから組合が出しますと言い切ってきたあげく、今度の裁判にあたっては、全く手のひらを返すように、そのことは脇に置いて基本的に300トンの能力が発揮されてないから損害賠償だと、その辺でね、私は本当にこれまでの管理者のこの施設を運営する姿勢、メーカーに対しての姿勢がね、本当によかったのかどうか、私はね、非常にまずかったと思うんです。そういったことについて、本当にきちんとした反省をね、私は市民に示すべきだと、そういったことがされないまま、こういった財政をね、予算を認めるということには私は絶対ならないというふうに思います。二つ目はですね、副産物の件です。金額は小さいけど、副産物の販売収入は約60万円です。片方これに掛かる経費は、1,800万円です。一番最初この施設を造る時に、管理者はどういう説明をしてきたか、この施設からはいらぬものは、一切出ないんだと全て有用物なんだという説明でこう造ってきたわけですね。しかし、実際、稼動してみるとね、これ一つとってもね、僅か60万円の収入を得るために1,800万円の経費を掛けなければならない。これに関しては、管理者もこれは商品というよりもあん時何と言いましたかね、何しろこれは廃棄物だというような説明をせざるを得なかったんですね。だからこういったことについてもね、これまでこの施設を造る時に事前に住民に説明した内容と実際の今の現状というのは、大きく喰い違っていると、こうしたことをね、そのままにしてこういった予算を認めるということについてね、絶対これは住民の理解を得られることにならないというふうに思いますので、反対をいたします。

○議長（中村敏治君）

討論につきましては、まず反対、次に賛成というふうに決めておりますけども、賛成の方の。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

21年度の予算に賛成の立場でちょっとだけ。今、木村議員が反対の立場で言われましたけど、基金の取り崩しについてはですね、やみくもに取り崩しているわけじゃなくて、事情はやっぱり事情になっておりますから、それを崩さなければいけない理由がある。それを解決せねばいけない理由もある。だから、これがずっと取り崩して0になるという可能性もあるけど、可能性はストップする場合もある。だからそういった意味からすると、これは少し慎重に考えながら、基金の問題については、しっかりと検討していく余地は残されていると思っています。メーカーに対して20億円余りの裁判をやっていますが、これは当然、裁判になってますから、推移を見守ってちゃんといかなければいけないというのは理解できます。また、副産物の処理に関しては、これは私も直接聞きましたけど、副産物が出ないということで、会社にも私ども直に九州の社長とか、副社長に直に話をしたこともあります。しかし、実際問題として、その副産物が出ているわけですから、それはどうしても廃棄処分を頼まんといかんので、それはやっぱり処理する費用は、計上しなければいけないと。だから、今、反対されました三つの要件に関しては、当然、短期、中期的にも早く解決しなければ問題でありますけども、21年度のこの県央県南のですね、処理を遂行していくために、そのいく必要があるのにそのためにこの三つのことで反対して予算を通さないというのは、ちょっと市民に対しても逆に、またまずいのではないかと思いますから、色々な諸問題はみんなで解決するということを前提として、平成21年度の県央県南広域環境組合の一般会計予算には、賛成をするということで討論をさせていただきました。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

結論的に申し上げれば賛成をいたします。私は、前回まで予算についても決算についても反対をしておりました。その根拠については、木村議員ご指摘のですね、まず基本的な考え方として間違っていると、その基に予算が組んであるということでした。ただ、今回はっきりしたのは、それを裁判を通して管理者側も立場を変えたんだと、応札条件等々に立ち返って原則の中から企業側と戦うんだということは、私は今回のこの議会で明言をされたという

ふうに理解をいたします。ただし、その立場の中にもですね、まだ、非常に不安定的な要素もあると、そのことについては、先ほど変更覚書云々の中で論議をさせていただきましたが、戦うと言いながら、それでは、住民、市民に対する説明責任はどうなのかというところでは、大いに疑問が残るところではありますが、それはまた後ほど論議されるようですので、その時に申し上げますが、基本的姿勢を変えられたということで賛成をいたします。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。他に討論が無いようでございます。これで討論を終結いたします。異議がありますので、起立により採決をいたします。議案第5号は、これを原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数。

よって議案第5号は、原案どおり可決することに決定をいたしました。

○議長（中村敏治君）

次に日程第5に入ります。決議案第1号「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議」を議題といたします。本決議案は去る2月2日、柴田議員より県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議案を提出されました。提案理由につきまして、提出者の説明を求めます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

提案理由の説明をさせていただきます。決議案第1号県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議案の提案理由の説明をいたします。本決議案は、調査事項に示した、一つ、施設の今までの経過に関する事項、二つ、施設の性能及び能力に関する事項の項目について調査するため、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求めるものでございます。県央県南クリーンセンターは、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市の4市で構成する県央県南広域環境組合が設置し、平成17年4月から稼働されているごみ処理施設です。しかし、稼働を始めた当初から、所定の性能が発揮されず地域内のごみは滞留して、その処理を長崎市の処理工場に委託するなどの事態が起きたり、電気、天然ガスなどの用役費が、川崎製鉄時代に示した数値の4倍を超えていることなどが問題になってきました。また、運転管理業務費、点検補修業務費、再資源化管理業務費等が、当初の予想を大幅に超えてきております。この施設は構造上の大きな問題を抱えてある施設としか言いようがありません。事務処理にしても、稼働前の平成16年に、施設の

保証書に等しい覚書を副管理者や議会にも諮らず、計画当初から参加しておりますコンサル契約をしております総合エンジニアリングや、また、弁護士等にも相談しないままで、組合事務局一部の判断で、プロであるJFEと性能保証の覚書の変更が秘密裏になされ、3年余、隠されてきました。変更の中身は、今までの施設の年間用役費、副産物経費、維持補修費、人件費の総額で、5億8,700万円以内とあったものを、問題になっております用役費を金額から外して、数量に変更され、現在にいたっては、4市にとっては大きな負担増になっております。147億円を掛けて造られた施設が、なぜこのような異常事態になっているかについて、構成市の住民から不安と調査を求める声が起こり、それぞれの議会で調査特別委員会が作られたり、意見書が議決されてきました。しかし、構成市の議会は直接の当事者ではないという制約もあって、その調査には限界があります。住民の方々は非常にじれったい思いをしてきました。そうした経過の中で、当事者の組合議会が調査特別委員会を設置することが、構成市の議会や住民の期待に応える最も適切な対処の仕方であり、議会としての当然の責務であるという判断で提案する次第であります。裁判の兼ね合いについてでございますが、管理者からメーカーに対して、3年間で約20億円の損害賠償を求める裁判が起きています。こうした状況の中で、議会の中で特別委員会を設置することは、裁判を進めているうえで、支障があるのではないかという、はめられた管理者の心配もされていることは十分承知しております。この裁判は、管理者がメーカーに対して損害を求めているものであります。契約をした管理者の対処の仕方としては、当然のことだと思います。元々、JFE自身もサーモセレクト方式は、当初の見込みより納入先の自治体と結んだ操業補修請負契約のコストが大幅に膨らんだため、全国で4カ所の施設に対して、向こう17年間の損失引当金として昨年、500億円を一括計上しているわけであり、経費の見込違いを分かっているながら、自身の負担軽減のため、許容範囲内にあるごみの量と質、また、事務処理に不備があるという言いがかりをつけているわけであり、その結果の裁判と理解しております。管理者の判断は正しいと思われ、我々議会人の基本的な責務は、執行者である管理者の進めておる事務が適切に行われているかどうかについてチェックすることであり、JFE自身が仕掛けてきた事務の不明瞭な点を解明することができるならば、JFEそのものが浮き足立つのではないかと信じております。民事裁判は地裁、高裁、最高裁と非常に長期に亘るわけだし、また、2次、3次の損害賠償の裁判も考えてあるということでございます。しかしながらこの施設は、契約をしてから既に6年間経っておるし、更に長期間になった場合、証拠、証人等の記録や記憶も風化し、立証も困難になると思います。

裁判は管理者とメーカーの争いであります。そのことを理由に議会が地方自治法で保障されております調査権を行使しないことは、住民に対する背信であり、権利の放棄であります。昨年2月、応札条件、性能保証の覚書、その変更と、極めて大事な文書を、ようやく議会や副管理者に提出されました。その吉次管理者は、吉岡副管理者は、今までの経過や性能等の含めての説明責任を果たされないまま引退されるとのことでございます。しかしこの施設は、今後15年、20年という長い付き合いをしなければならないわけでございます。JFEと新しい管理者、議会、市民が今後、対等で開かれたよりよい関係を築いて、効率のよい経済的な施設の運営をしていくには、今までの経過、中身の調査を調べて、そして、精算をして再出発を図るべきものだと思います。そのためには、調査特別委員会は、今の時期にこそ立ち上がるべきだと信じて、提案する次第でございます。構成する各市議会においても、能力や経過に疑問や心配があるからこそ、議会で調査特別委員会を設置されていることでございます。その負託に応えるためにも、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご賛同をお願い申し上げます。以上です。

○議長（中村敏治君）

ただいま提案者の柴田さんの方から説明がありました。これにつきまして、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方どうぞ。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

今、提出者の柴田議員から縷々説明を受けたわけですが、この地方自治法に基づく百条委員会が、どれだけの効力を持っているのかということなんです。施設の今までの経過に関する事項を調査する場合に、もちろんその議会は執行者の事務をチェックするわけですが、退職者その他を呼んで、どういう具合な経過だったのかというのを調査する、それから施設の性能及び能力に関する調査をする、それはどういうのを調査するのか。今これですね、縷々、裁判に対する支援だという具合な説明があったわけですが、百条委員会を設置してから、それぞれの職員を宣誓をさせて証言をさせても、もしも偽証があった場合に、どういう具合な調査ができるのか。非常にこの百条委員会ちゅうのは、調査に対する権限が非常に難しいのではないかと思います。その点のことをまず説明してください。それから、特別委員会の設置として、委員は8人からなるという具合にこれには書いてあります。どうし

て8人なのか。それから、諸経費としてですね、2百万円以内とするという
具合に書いてありますが、2百万円の根拠、まずそこら辺を説明してくださ
い。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

私も法の専門家ではありませんから詳しい具体的な説明はできないところ
でございますけれども、百条委員会ということは、法的に立証されるという
ことが一つあります。それともう一つは、その偽証ということに対しても処
罰されるということもあります。そしてもう一つは、なぜ百条委員会という
か。これが裁判中でなかったらば、特別委員会でいいんです。しかし特別委
員会を何回も決議してきて、未だに結果が出てきてないということで、あ
えて百条委員会を選んで提案してるわけでございます。それと、その2百万
の根拠でございますけれども、2月、1月から、今2月に入ったわけござ
いますけれども、3月31日までの経費でございます。これは、それぞれの
今後に対応するために、この難しい処理がどういう形で、契約を結ばれ、そ
して、中身の精査がどういう形でされたのか。例えば覚書の中にあります仕
様書についての議事録というものもあります。これは項目の中の第3項目に
値するわけでございますけれども、そういう諸々の議事録があるわけござ
いますし、記録もあるだろうと。それをそういう百条委員会でないと裁判に
差し支えるということで出してくれないと、答弁もされないということであ
るわけでございますから、それはそれ、これはこれで、中身について住民と
して、また説明責任を果たしていただきたいと。何回も未だ去年の2月から
今日まで言っても返事がないと。先も言ってもないというふうなことでござ
いますから、そういうことを諸々を含めてこの百条委員会を設置し、解明を
して、そしてこれは、この仕掛けは100%組合から、JFEに頼んだ契約
じゃないわけで、向こうから、この内容からいきますと、向こうから頼まれ
て、誰がどうしたのか分からんけども、向こうから頼まれて仕掛けられた契
約に間違いのないわけでございますから、これからいきますと、それについ
ての、調査もしたいということでございます。以上です。

○議長（中村敏治君）

8人という根拠をですね。

○8番（柴田安宣君）

別に、13名の議会で全員という考えもあったんですけども、それぞれの

立場ということもあるかもしれないし、過半数、13名ですから、過半数をちょっと超える数字で皆さん協議していただいて、選出していただいて、そして総意でこれを決めていったらどうなのかという判断で8名を選んでおります。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

柴田議員は、法律の素人であるという発言が今あったわけですね。今ですね、法律の専門家同士をお願いをして訴訟を仕掛けているわけですよ。だから、そこら辺で素人の方々が百条委員会ということで、それぞれの職員を呼び出して、宣誓をさせて、そいで、契約の締結に至る状況、その他を調査した場合においても、それは今、国家機関たる、いわゆる裁判所に向かって、法律専門家が丁々発止しとるわけですから、そこは邪魔になるんじゃないかと、足を引っ張ることになるんじゃないかと、私は思っているわけですね。1月の29日の全員協議会においても、もちろん法律専門家に私達も色々尋ねたわけですよ。一旦、百条委員会でJFEの職員がこう言ったとした場合にそのことを裁判所に出されて、環境組合が不利にならないのかどうか。私はね、議会は、議会が提案をして訴訟を仕掛けているわけですから、当然議会は後押しをするべきだという認識を持っていますが、柴田議員はいかがですか。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。簡潔にお願いします。

○8番（柴田安宣君）

先ほどからその法律は専門家がやっていると。確かにそうです。裁判は専門家の弁護士を入れてやっているわけですから、それにタッチする気は全くないと、ただ、それを応援する気はあると。それは見解の違いでしょう。何でかと。ここで2百万計上してるのは、この法の弁護士が、法律の弁護士なんです。ただ、それと以外に機械とか、施設とか、こういう人の専門家がまた別にいるんです。そういう人達の知恵とこの今までの経緯の、読解力が要るだろうし、相談もしなきゃいかんだろうということでここに、素人じゃ判断できんことも含めて、専門家を呼びながらその勉強をして、そしてそれを調査しようということで、するための2百万円でございます。そういうことでございますし、そして加えて、これは先ほど何回も言うように、この今までの

経緯の中で、一番原因を作っているのは、組合の方から提案して今の原因を作っているんじゃないと。向こうから乗せられて、分からんうちに仕掛けられて今日になってるということでございますから、何で仕掛けたのか、どういう経過だったのか、それを調べることによって、向こうの足元の経緯が分かってくるだろうということがあってですね、この百条委員会の設置の方が望ましいと思ってやってるわけです。以上です。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。それでは質疑を終結いたします。次に討論に入りたいと思いますけれども、賛否がっておりますので、まず、反対討論の方からお願いします。

○4番（野副秀幸君）

議長。

○議長（中村敏治君）

4番、野副議員。

○4番（野副秀幸君）

諫早市選出の野副でございます。僕は、決議案第1号に対して反対の立場で討論をいたします。本施設は平成9年1月に国が策定したごみ処理に関わるダイオキシン類発生防止類ガイドラインに基づき検討され、当時の島原市、諫早市を含む県央県南ブロックとして、2市15町で広域処理を行うこととして、平成11年4月に一部事務組合として設立された経緯となっております。平成17年4月から運転を開始されましたが、12年前、国が作成した新ガイドラインでの環境に対する時代背景は、ダイオキシン類の発生防止一色と言っても過言ではない状況下にありました。本施設も国のガイドラインに則して、相当の検討を重ねられ、特にダイオキシン類そのための対策、安全性、高度処理などを踏まえての効率性、余熱利用など衆知を集められ、結果として、入札指名業者への応札条件と形付けられてきたと記憶しています。また、応札条件等を満たさなければ、参加指名を取り消すとの強くも厳しい内容がとり交わされ、契約の段階では性能保証に関する覚書としても締結もされています。メーカーの性能保証を強く信じ、完成した本施設も稼動して5年目になります。議会報告でも、ダイオキシン類の発生は基準値を大きく下回り、改善、改良工事後はごみの処理量も安定しているようですが、ランニングコストは計画をはるかに超え、経費負担増となっているのが実態です。性能の実績とコスト管理については、管理者は元より、組合の職員もあらゆる対策の努力をなされてきたことも、議会での報告も今まで受けてきました。この間、本当に本施設は性能発注を行った施設として、発注どおりに造られているのかと、今一度の見直し、この度の告訴に至ったと思われま

判も今始まったばかりです。現段階で議会として百条委員会を作ったとして、裁判所よりも精度の高い調査が果たしてできるのか疑問でもあります。また、現に今裁判中です。先般、全員協議会でも議員皆様とも確認できたように、百条委員会設置となれば、住民サイドからみても、さながら組合と議会が内紛を起こしている状況とも思われ、組合議員の資質も問われかねます。また、証言の違い、情報の漏洩などが、メーカーへの追い風となって、裁判へのデメリットを増すことにもつながります。議会として、今大事なことは、この裁判を厳しく見守り、入札前のメーカーの営業の実態、売らんがための説明、そしてまた、今日までの稼働の実態など、市民の皆様、また、裁判所へ正しく伝えることが、今一番大事と思われれます。組合議会としての対策と行動は、裁判の推移を見守りながら、弁護士先生の意見も踏まえて、市民、議会、構成市、組合が連携してメーカーと戦う体制を整えることが、裁判を有利に進めれると確信いたします。以上のことを申し述べ、決議案第1号 百条調査特別委員会設置に対し反対いたします。議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

次に賛成。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

はい、木村議員。

○7番（木村和俊君）

私は、決議案に賛成をいたします。まず最初に、この百条委員会を組合議会に作ることは、あたかも今進めている裁判に不利になるんじゃないかという危惧があるようでございますけれども、基本的に今の裁判は、契約をした当事者の管理者が、メーカーに対して損害賠償を求めている裁判です。今度の決議案で求めている調査は、何もメーカーを調査しようという趣旨のものではないんです。これまで、管理者が行ってきた事務、これが本当に適切であったのかどうか、これを議会として調査をしようじゃないかということです。ですから、調査の対象はあくまで管理者の事務なんです。その過程で必要な人達が出てくるかもしれませんが、しかし、ここで求めているのはあくまでも管理者が行ってきた事務について、議会として調査をしたいというのが、この特別委員会設置の主旨でございますから、その辺はきちんとご理解をしていただきたいというのが一つ。二つ目は、この議会でも明らかになったように、今回の裁判を含めてこれまでの管理者の対応が本当によかったのかどうか、住民非常に関心を持って見守っているんです。ですから我々

は、そういったことに関係をする色々説明を求めました。例えば、覚書の変更にあたって、どういった協議がされたのかということも尋ねましたけれども、裁判に支障があるということで、変更に至るまでの協議も明らかにされていません。また、長崎市にごみを委託するにあたって、処理を委託するにあたって、どういった文書が取り交わされたのか、メーカーと、こういったことについても裁判に支障があるからということで、出していただけませんでした。しかし、こうしたことは、いずれも住民が非常に興味を持って見守っている内容なんです。我々は、そういったことについて管理者がどういう対応してきたのか、これを明らかにして欲しいというのは、議会として当然の私は勤めだと思ふんです。そういったことについて、裁判に支障があるからという理由でもって、本来議会で認められている大事な調査権を放棄するということは、決して私は議会としてやるべきでない。議会で認められている調査権、こういう時こそ私はきちんと発揮をして、住民のそういった期待に応える。そういったことこそ議会の取るべき態度だというふうに思いますので、是非この決議案に賛成していただいて、特別委員会を設置していただきたいというふうに思います。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

僕はですね、作っても良いとは思いますが、時期的にですね、ちょっと考える時期じゃないかと思っているんですよ。これは、私達も絵画の管理で百条委員会やりました。なかなかですね、色んなシステムがあって厳しいところもありますし、今度、今裁判をしておりますから、やはり要するに組合の管理者の方に色々質疑をしても、どうしてもやっぱりお前達が悪いんじゃないかとかね、やっぱりそういう事態については、おかしいとか、結局そういう追求になってくるんですよ。そしたら、それがそのまま、ほら、お前達のところも裁判しよっても、お前達の組合議会の方がそういう悪口をちゃんと云ってるじゃないかということでですね、やはり公正なですね、ちょっと調査は今の時期はできんじゃないかと、僕もこういうのは究明したが良いから、裁判とかがなかったらですね、そら、じゃんじゃん作って、やっぱりそういうのは解明して欲しいと、また、したいと思うんですが、やっぱり百条委員会含めて、今までの経験から考えるとですね、どうしてもやるならも

う少し推移を見守って時期をずらしてやるとか、そういうのも良いんでないかなということで取りあえず今の段階ではですね、反対をいたします。

○議長（中村敏治君）

賛成の方いらっしゃいますか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

賛成をいたします。大変私自身にとっては、正直申し上げて悩ましい問題でした。裁判への影響というのも十二分に考えられる事態ではないかなと、それは想定がされます。しかし、逆に言うとはですね、裁判を理由に情報が開示できない。今日、一般質問の中で聞いてみてもはっきりするのか、せんのか、特に変更覚書の経緯に至ってはですね、いつの時点でどういう形で明らかになるのか、答弁は残念ながらいただけませんでした。それ次第によっては、私、判断を考えてみようかなと思いましたが、そういう状況であります。それとですね、今、そういう住民が、大変おかしいと思っていることで、内部分裂しているようではJFE側に指摘をされるじゃないかということも言われるんですけども、私は、それは逆だろうと思うんです。明らかにすることを通して、私達自身がある意味それぞれのこれまでの経過の中の反省点を出しながら、しっかり手を組んでいくということも逆に言えば、私は有り得る話だろうというふうに思います。そういう意味ではですね、時期も大変、じゃ、どの時点でという論議もございましたが、じゃ、いつすれば良いのかと、裁判は2年掛かるかもしれない、3年掛かるかもしれないというふうに言われているわけですね、そして求める回答がいつの時点であるのかもはっきりしない。それも裁判の進行次第だというふうにしかならないわけですから、ここは時期的にも早い段階の方が良いだろうというふうに私自身は思うわけです。その意味ではですね、私は、立場としては、住民も議会も、そして組合の皆さん方も一体となってということはこの間、強調をして参りました。しかし、一体となってやることにはですね、自らの抱えているこれまでの懸念事項をきちんと精査をしていくというの、私は方法の一つだろうというふうに思います。確かにですね、百条委員会でどこまで明らかになるのかというのは難しい問題です。しかしながら、私自身がインターネットで高砂市の百条委員会の調査をいたしました。裁判との関係はございましたが、短い期間の中で大変な事実も明らかになって参りました。具体的には、例えばさっきコンサルの関係で少しだけ質問しましたが、コンサ

ル自体がおかしかったという事実経過、そして、入札等々にあたってはですね、当時の副市長の問題点もあげられたようであります。そういう関係も本当にですね、我々が、或いは私自身が、できるんだろうかと不安もあります。これについては、賛成をいたします。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。他に討論が無ければこれをもって討論を終結し、採決いたします。決議案第1号「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議」は、これを原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

起立少数。

よって決議案第1号「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議」は、否決されました。

○6番（牟田央君）

議長、動議。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

動議の内容はですね、まず、JFEと係争中である裁判を支援する為に調査研究を行う裁判を支援する特別委員会を設置するという動議であります。構成のメンバーはですね、議長を除く全議員12名、期限は、裁判が終了する期間、それは何年掛かるか分かりませんが、ずっと継続して特別委員会の設置を求めるという内容です。

（「賛成」との発言あり）

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

ただいま、牟田議員から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。それでは、本動議の取り扱いについて、議会運営委員会を開催いただきますので、しばらく休憩いたします。

（午後5時23分 休憩）

（午後5時43分 再開）

○議長（中村敏治君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、牟田議員から動議があつて、動議は成立いたしましたので、議運を開いた結果について、委員長の方からご報告をお願いいたします。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川委員長。

○3番（古川利光君）

先ほど、牟田議員から動議がありまして、議長からの命により議会運営委員会を開催しましたが、裁判を支援する特別委員会について設置をしてくれというそういう動議でございましたが、それは、一応今回は、議事日程には載せずに各市の事情があるということで、8月の定例会で前向きにそれを日程に最初から上程していただいて検討するというので委員会としては、決定しましたので、ご報告します。

○議長（中村敏治君）

そのような結果でございますので、ご了承をお願いいたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際発言をお願いいたします。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

提案いたしました各案件につきましては、慎重かつ熱心な御審議を賜り、それぞれ御決定をいただき、厚く御礼申し上げます。いただきました御意見等につきましては、今後の組合運営に生かして参りたいと存じます。

さて、私事でございますが、4月9日に諫早市長としての任期を満了いたしますことに伴い、今期を最後に退任することといたしました。平成9年当時、世間ではごみ処理に係るダイオキシン類の発生が、大きな社会問題となっており、高度な処理が可能となる焼却施設への転換や広域的なごみ処理によるリサイクルの推進など、ごみの広域処理の必要性が示されておりました。そういった中で、長崎県におきましては、「長崎県ごみ処理広域化計画」が策

定されたわけでございます。この計画に基づき、平成11年4月に、当時の県央県南地域2市15町のごみを共同処理することを目的として、組合が設立されて以来10年余りに亘りまして、組合管理者として、ごみ処理施設の設置、ダイオキシンの問題など、課せられた職責をはたすために、これまで一生懸命取り組んで参ったことでもございました、こうようにこのわたくしの職責を果たすことができましたのも、ひとえに皆様方のご理解とお力添えのたまもでございます、深く感謝を申し上げる次第でございます。ただ、今、先ほど来から議論がございました、今現在訴えの提起をいたしまして係争中でございますので、今後ともですね、私はこの勝利を勝ち取るために県央県南広域環境組合並びに議会の先生方、また市民の方々の支援をいただきながらこれを頑張っていかなければならないというふうに思っているところでございます。どうか今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後になりましたが、県央県南広域環境組合の今後のますますのご発展と、皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げて、閉会のごあいさつといたします。本日は誠にありがとうございました。お世話になりました。

○議長（中村敏治君）

ありがとうございました。

閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。本日の定例会において、平成21年度予算など、重要な案件につきまして、適切なるご決定をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。ただ今、管理者であります吉次市長から、今期を最後にご勇退されるとの話がございました。吉次諫早市長におかれましては、平成11年4月から本組合の初代管理者となられ、県のごみ処理広域計画に基づいた本組合の設立はもとより、当時のダイオキシン問題等を鑑み、建設地の決定については、相当のご苦勞があったことは皆様ご存じのとおりだと思います。また、平成17年4月からの供用開始以降は、構成市の住民の衛生的、文化的な生活向上のための組合運営に、10年間の長期に亘り、特段のご尽力をいただきましたことに対し、組合議会を代表して心から感謝申し上げます。これからも、健康には十分注意され、ますます活躍されますことを祈念申し上げたいと存じます。終わりに、皆様の御健勝、御多幸を祈念申し上げ、平成21年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。長時間に亘り、大変ありがとうございました。

（午後6時10分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 中村 敏治

署名議員 松本 匠

署名議員 永尾 邦忠